

各部(局・室)の目標・取組方針

～ 令和8(2026)年度の目標・取組方針、令和7年度(2025)の取組の成果 ～

目次

1 各部（局・室）の目標・取組方針について

2 各部（局・室）の目標と取組方針シート

(1) 議会事務局	1
(2) オンブズマン事務局	2
(3) 企画政策部	3
(4) 協創推進室	5
(5) 総務部	6
(6) 市民経済部	8
(7) くらしと文化部	10
(8) 子ども青少年部	12
(9) 健康福祉部	14
(10) 都市整備部	16
(11) 環境部	18
(12) 会計課	20
(13) 下水道部	21
(14) 教育部	23
(15) 監査委員事務局	25
(16) 選挙管理委員会事務局	26

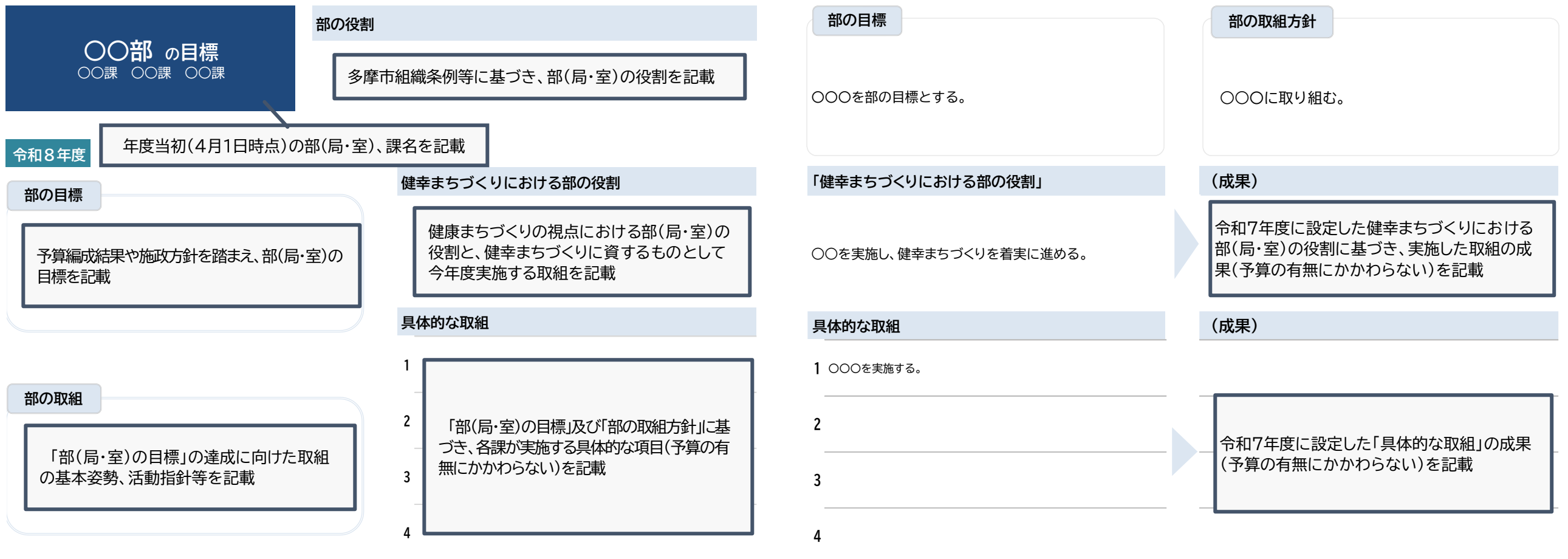
1 各部（局・室）の目標・取組方針について

本市では、職員一人ひとりが、目的意識を持って業務にあたるとともに、組織として計画実現に向けた取組を推進するため、年度当初（4月）に各部（局・室）の長が、前年度の成果等を振り返った上で、当年度の目標・取組方針、具体的な取組項目を設定しています。

この部（局・室）の目標は、職員間で共有し、各職員の個人目標の設定に当たり活用を図るとともに、市民の皆さんと情報共有するため、市公式ホームページ等で公表しています。

2 各部（局・室）の目標と取組方針シート

記載例



議会事務局の目標

令和8年度

局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に則り、さらに市民に身近な、協議する議会となるよう支援していくことを議会事務局の目標とする。

局の取組方針

議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
また、災害等への危機管理や法令順守を念頭におきながら、議会基本条例の理念を実現するための議会活動を支える。
さらに、業務の効率化とDXへの対応を進め、積極的な情報公開を行う。

令和7年度

局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に則り、さらに市民に身近な、協議する議会となるよう支援していくことを議会事務局の目標とする。

具体的な取組

- 1 市の意思決定機関として、危機管理を念頭におきながら、議案や陳情等への対応を適切に行い、本会議及び委員会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 任期半ばの議会人事改選を行う臨時議会について、計画的に準備を行い、適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 3 議会報告会、市民との意見交換会、決算事業評価等について、各事業の目的が達成できるよう委員会の活動を補佐する。
- 4 インターネット議会中継を継続するとともに、議会だより・公式ホームページ・SNS等を活用して会議日程や議会活動の状況、本会議及び委員会の会議録など、積極的に情報を発信していく。
- 5 議会タブレットの更新やウェブ会議ツールの活用などを行い、業務の効率化と議会のDX対応について支援する。
- 6 「南多摩5市の共通問題を調査研究し、各市の発展を図ること」を目的に組織された南多摩市議会議長会の幹事市として、構成市と連携をとりながら要請行動や研修等を実施する。
- 7 ジョブローテーションや議長会研修への参加、OJT等によりスキルアップと経験・知識の継承を図り、事務局職員の人財育成を進める。

局の役割

①多摩市議会の本会議に関すること ②常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること ③協議会等各種会議に関すること ④議員の身分に関すること ⑤議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関すること ⑥議会広報の編集及び発行に関すること

具体的な取組

- 1 市の意思決定機関として、危機管理を念頭におきながら、議案や陳情等への対応を適切に行い、本会議及び委員会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 補欠選挙で新たに選挙された4名の議員が、早期に議会の仕組みや市の現状を理解できるよう、説明会や研修を実施する。
- 3 令和9年4月の任期満了に伴う市議会議員選挙後の臨時議会について、適正かつ円滑に運営できるよう計画的に準備を進める。
- 4 議会報告会、市民との意見交換会、決算事業評価、所管事務調査等について、各事業の目的が達成できるよう各委員会の活動を補佐する。
- 5 情報セキュリティを確保したうえで、議会タブレットやウェブ会議ツール、生成AI等の活用により、業務の効率化に資する議会のDX対応について支援する。
- 6 ジョブローテーションや議長会研修への参加、OJT等によりスキルアップならびに経験・知識の継承を図り、事務局職員の人財育成を進める。
- 7 インターネット議会中継を継続するとともに、議会だより・公式ホームページ・SNS等を活用して会議日程や議会活動の状況、本会議及び委員会の会議録などについて、積極的に情報を発信していく。

局の取組方針

議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
また、災害等への危機管理や法令順守を念頭におきながら、議会基本条例の理念を実現するための議会活動を支える。
さらに、業務の効率化とDXへの対応を進め、積極的な情報公開を行う。

(成果)

会議等において起こりうるあらゆる状況を想定し、情報を収集・共有、議長及び委員長等と調整、準備をして適正かつ円滑な本会議及び委員会の運営を補佐した。

決定事項等を整理した資料を作成し、議長はじめ各代表者との調整、事務局内での役割分担や事前リハーサルなど準備を入念に行い、漏れや遅滞なく円滑な運営を補佐した。

4月にバルテノン多摩において全議員参加で議会報告会を、秋には各常任委員会が市民との意見交換会を開催した。また、予算決算特別委員会において、各分科会が事業評価を実施し、これらの活動を補佐した。

議会におけるすべての公式会議についてインターネット中継を実施した。あわせて定例会及び臨時会の審議状況や結果を掲載した「議会だより」を年5回発行し、全戸配布を行った。さらに、会議や委員会活動の予定及び実施状況について、公式ホームページに掲載したほか、閉会中における議長公務や委員会活動の様子をSNSで発信した。

契約期間満了に伴う全議員及び事務局のタブレットについて、トラブルなく無事に更新した。また、引き続きペーパーレス会議システムを活用するとともに、ウェブ会議ツールを使用した災害対策訓練を実施した。

総会及び局長会、構成市の事務局職員を対象にした視察研修（バルテノン多摩・多摩中央公園・中央図書館）や情報交換、鉄道事業者への要請行動を事業計画通り実施した。

議事・庶務各係内の担当を入れ替えて業務の属人化を防ぎ、引継ぎやOJTにより、経験・知識を継承した。また、市議会議長会や市町村研修所の研修を受講するなど、職員のスキルアップを図った。

オンブズマン事務局の目標

局の役割

- ①苦情の処理に関すること
- ②民間福祉事業者との協定の締結に関すること
- ③オンブズマン制度の調査研究及び啓発に関すること

令和8年度

局の目標

多摩市総合オンブズマン条例を根拠法令とし、申立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立ての結果に関わらず、苦情申立てをして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立てを契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の向上を促す。

令和7年度

局の目標

多摩市総合オンブズマン条例及び多摩市オンブズマン憲章に則り、申立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の周知活動である、市民に対する広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介を引き続き実施するとともに周知の工夫を図る。

- 2 本市における総合オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、各職層に沿った内容の研修等を実施する。

- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の周知活動である、市民に対する広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介を引き続き実施するとともに周知の工夫を図る。

- 2 本市における総合オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、各職層に沿った内容の研修等を実施する。

- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立ての結果に関わらず、苦情申立てをして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立てを契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の改善を促す。

(成果)

広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介、また中学校長会に出席した上で中学3年生全生徒に向けたリーフレットの配布協力を依頼した。

新任管理職研修及び入庁2年目職員研修に加え、全係長を対象にした悉皆研修を遂行した。

令和7年度については、不服審査請求制度に関する取組について、オンブズマンが共通理解を図ること、今後の苦情相談対応の参考にできた。

企画政策部の目標

企画課 行政管理課 施設保全課
秘書広報課 財政課 情報政策課

令和8年度

部の目標

社会変化を的確に捉え、これまでの手法や考え方にとらわれず、変化の激しい社会に対応しながら、市政を次のステージへとつなげていく年度とする。

国際紛争や物価高騰などの影響、少子化・人口減少の進行といった社会的課題、自然災害や経済リスクへの備え等、変化が激しい時代に柔軟に対応し、庁内の牽引役、調整役として総合計画基本計画の改定に取り組み、DX推進や行政サービスの転換、健康まちづくり、シティセールスの推進など、持続可能な行政運営の確立と新たな取組を進めることを目標とする。

部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと庁内調整及び後方支援の実施
- ② 変革を意識し、組織を動かすチャレンジの実践
- ③ 多様性を尊重し、共感しあえる施策展開と人材育成の実施

部の役割

- ①総合的な政策の企画、推進及び調整に関すること
- ②健康まちづくりの推進に関すること
- ③行政の経営改革に関すること
- ④財産（土地、建物及び工作物に限る。）に関すること
- ⑤建築物の整備及び保全に関すること
- ⑥統計に関すること
- ⑦秘書に関すること
- ⑧広報、シティセールス、広聴及び市民相談に関すること
- ⑨財政に関すること
- ⑩情報システム及び情報政策に関すること

健康まちづくりにおける部の役割

第六次総合計画の重点テーマである健康まちづくりを推進し、健康都市の実現に向けて、全庁的な調整役と事業推進役を担う。健康まちづくりを着実に進めていくため、健康まちづくり基本方針に基づいた庁内の取組が進むよう調整役を担うとともに健康ワーク宣言の取組や健康ポイント事業をより一層進化させるなど健康まちづくりの取組を着実に進める。

具体的な取組

- 令和5年11月に策定した第六次多摩市総合計画の基本計画について、策定以後の社会・経済情勢を踏まえつつ、今後を見据え、基本構想の実現に向けての次なる指針とするための改定を行う。【企画課】

- 健康まちづくり事業の企画・全庁的なコーディネートを推進するとともに、「健康！ワーク宣言」登録企業の拡大推進や、健康ポイント事業の取組拡大を行い、健康無関心層への働きかけについて次のステージに向けて検討する。【健康まちづくり担当】

- 窓口サービス改革基本方針を策定し、駅近機能として導入予定のツール等の実施のスケジュールを定める。公共施設使用料について、各施設の使用料を改定する。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりでは、エリアマネジメント団体を支援し、「せいせきカフマチ」の運営管理及び「11から街へ」の取組を進める「エリアプラットフォーム」の構築を行う。【行政管理課】

- 公共施設の維持・更新にかかる負担を次世代に先送りせず、持続可能な行政運営を実現するため、「アセットマネジメント計画」を策定する。また、関係部署と連携し、地域との対話を通して地域施設の更新を推進するとともに、遊休資産の有効活用に向けた取組を進める【資産活用担当】

- 今後、大型建設事業が続くとともに、中東情勢が新たな建設物価へ大きな影響を与える要素として加わり、これまで以上に建設物価、資材調達に注視する必要がある。

- 建設業界の動向を多角的に情報収集し、想定される影響・懸念事項を把握し、庁内で情報共有する。【施設保全課・特定施設担当】

- 市政世論調査について、これまで実施した調査項目の見直し及び令和8年度に実施する調査結果をもとに、回答率の維持・向上や市政へ反映しうる設問内容となっているか検証を行い、令和9年度以降の市政世論調査の調査項目を検討する。【秘書広報課】

- ウェブでの情報取得が中心となっている時代に対応していくため、デジタル媒体を活用した情報発信の取組を進める。また、ブランドビジョンを推進するためのファクトづくり及び動画等を活用したウェブ中心のシティセールスに取り組み。【広報担当】

- 大型公共施設の更新を控える令和10年度以降の財政需要を見据えて、庁内で厳しい財政状況を共有し、職員の意識改革と創意工夫を促すことにより経常経費削減に取り組む。【財政課】

- 特定移行支援システムの標準準拠システムへの移行対応を進めていくとともに、標準化したシステムの運用経費低減施策に取り組む。また、令和12年度に更改を検討している総合事務管理システムについて、情報提供依頼(RFI)を実施し、次期システムの要件整理等を進める。【情報政策課】

- 令和7年度に実施した行政手続き等のオンライン化についての調査及び各課ヒアリングの結果を踏まえ、令和9年度末までのオンライン化対象となる手続きについて、各所管部担当の業務見直し支援を行う。申請のオンライン化だけでなく、その後の事務処理の効率化を実現し、市民の利便性と職員の業務効率化を両立させる。DX推進リーダーを中心としたDX人材育成についても引き続き取り組む。【DX推進担当】

部の目標

社会の変化を的確に捉え、これまでの社会常識や考え方にとらわれず、しなやかな対応をしていくなど、変化の激しい時代でも歩みを止めず前に進んでいく年度とする。
物価高騰の影響で厳しい財政状況においても少子化・人口減少の進行やデジタル化といった社会情勢、自然災害や経済リスクなど先行きが不透明で変化が激しい時代において柔軟に対応し、全庁の牽引役、調整役として、総合計画の着実な取組、DX推進や行政サービスの転換、物価高騰等に耐えうる財政基盤の確立、健康まちづくり、シティセールスの推進など、次の時代に向けた持続可能な行政運営の確立と新たな取り組みを進めることを部の目標とする。

「健康まちづくりにおける部の役割」

第六次総合計画の分野横断的に取り組むべき重点テーマである「健康まちづくりの推進」を着実に進めていくため、健康まちづくり基本方針に基づいた庁内の取組が進むよう、後押しや支援を中心とした調整役を担う。
市民に健康を意識した行動変容を促すため、高齢者及びプレシニア（生活習慣病の割合が多い40代以上であって、特に、健康に無関心であったり低関心であるもの）を中心とし、デジタル技術を活用する健康ポイント事業を本格実施していくほか、現役世代を中心に健康的な働き方を推進する「健康！ワーク宣言」の取組を進化させていく。

具体的な取組

令和6年度に試行した総合計画の進行管理の仕組みを深化させるとともに、第六次総合計画の重点テーマのひとつである「活力・にぎわいの創出」に向け、総合戦略推進委員会による意見等も得ながら施策の体系化・パッケージ化を進め、国による地方創生2.0の基本構想の検討を踏まえた地方版総合戦略の修正を行う。【企画課】

健康まちづくり事業の企画・全庁的なコーディネートを担うとともに、「健康！ワーク宣言」登録企業の拡大推進や、デジタル技術を活用した健康ポイント事業をブラッシュアップさせ、健康無関心層への効果的な働きかけを検討する。【健康まちづくり担当】

窓口サービスの利便性・業務効率の向上のため、何をどのように提供していくべきかを整理する。公共施設使用料について、使用料等審議会から客単をいただき、基本的な考え方を決定のうえ、使料の見直しに着手する。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりでは、引き続きエリマネジメント団体への支援を行うとともに、公民連携によるまちの魅力やにぎわい創出を目指した検討を進める。【行政管理課】

公共施設の維持・更新にかかる負担を次世代に先送りせず、持続可能な行政運営を実現するため、市が保有するアセット、いわゆる資産を有効活用する（「仮称」アセットマネジメント計画）を策定する。また、検討会等の開催を通じて東寺方複合施設の整備方針を策定する。【資産活用担当】

近年、建設費（労務費と資材費）が著しく高騰し続けている。また、建設事業者の技術者（有資格者、職人）不足により、入札不調や事業の見直しとなる事例が増えている。このことから、市場の最新動向を常に把握し、市の建設事業への影響をいち早く確認するとともに、事業所管等へ情報提供することにより技術支援する。【施設保全課・特定施設担当】

変化する市政を取り巻く環境をより適時に把握する必要性等から第42回市政世論調査からの回数増を前提とした調査項目の内容の見直しを実施する。また、市民相談の内容を行政に、より的確にフィードバックさせられるよう相談内容の分類化を進め、分析に反映させる。【秘書広報課】

ウェブでの情報取得が中心となっている時代に対応していくため、デジタル媒体を活用した情報発信の取り組みを進める。また、ブランドビジョンを推進するためのファクトづくり及び動画等を活用したウェブ中心のシティセールスに取り組む。【広報担当】

令和10年度以降を見据え、行政マネジメント計画と連動した事業経費の見える化と経常経費削減の取組等を進めていく。併せて今後、財源確保が厳しくなることから令和8年度予算編成に向けてこれまでの予算編成手法や査定方法の見直しに取り組む。【財政課】

標準準拠システムへの円滑な移行と特定移行支援システムの移行に向けた調整を進めていく。所管課システムの統合仮想基盤の構築とM365導入及び活用促進を図る。GovTech東京の共同調達や伴走支援を活用した各種施策を推進する。【情報政策課】

DX人材育成計画に基づき「DXを継続する組織体質」を作るための人づくりに取り組む。その要となるDX推進リーダーに対し、各種ツールの活用方法や業務改善の手法を習得させることで、業務効率化やペーパーレス化などを推進する。また、情報政策課が主体となりその取組を全庁に波及させる。【DX推進担当】

部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと庁内の後方支援。
- ② 変革を意識し、組織を動かす果敢なチャレンジ。
- ③ 多様性を尊重し、学びあうなかでの人材の育成。

（成果）

市民に健康を意識した行動変容を促すことを目的として、スマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業「TAMAるんるん♪」を開始し、歩数・食事記録、健診受診、市内イベント参加等の健康的な行動に対し、分野横断的に健康ポイントを付与するなど、健康まちづくりを推進した。また、「健康！ワーク宣言」においては、宣言企業向けメールマガジンの発行、学生交流会の開催、「TAMAるんるん♪」と連携したイベント実施など新たな取組を開始し、前年度を超える新規宣言企業数の増加を達成した。

（成果）

国による「地方創生2.0」の動きを踏まえた「活力・にぎわいの創出」に向けた方策について、総合戦略推進委員会による意見等も得ながら検討を行った。その結果、令和7年度中に総合戦略の修正は行わずに、令和8年2月に総合戦略推進委員会から提出された報告書を踏まえ、令和8年度に第六次総合計画基本計画を改定するものとした。【企画課】

「健康！ワーク宣言」登録企業数は、前年度から9団体増（令和6年度：5団体増）。健康ポイント事業については、前年度の試行実施も踏まえ、健康ポイントアプリ「TAMAるんるん♪」を開始し、健康的な行動に対しインセンティブを付与を行い、市民の健康への意識向上を促進した。【健康まちづくり担当】

今後の窓口サービスの方向性を示すため、窓口サービス改革基本方針（素案）を策定した。公共施設使用料については、使用料等審議会からの客単を付けて、「多摩市公共施設の使用料改定にあたっての基本方針」を改定し、各施設の使用料見直し案について取りまとめた。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりでは、エリマネジメント団体の「せいせきカワマチ」の運営管理を支援するとともに、都市再生推進法人指定を支援し、「川から街へ」の検討を進めた。【行政管理課】

「（仮称）アセットマネジメント計画」については、骨子をまとめ市民フォーラムを開催した。しかしながら中長期的な財政状況の見直しの検証等について庁内での議論を深める必要があったため、6か月間ほど策定時期を後ろ倒した。また、東寺方複合施設については、地域住民によって新たに設立された地域協議会とともに整備方針の策定に向けた取組を進めた。【資産活用担当】

建設業界の動向について情報収集した。予定している事業へ想定される影響・懸念事項等をまとめ、必要な場合には事業所管課へ情報提供した。桜ヶ丘コミュニティセンター改修工事の発注では、昇降機の施工技術者不足により、契約から施工時期まで1年以上かかることを把握し、予定通りできるようあらかじめ調整した。一方、建築工事が契約不調になったが、あらかじめ検討・対策していたため、事業の進捗に大きな影響を与えることなく進めることができた。【施設保全課・特定施設担当】

令和8年度実施予定の第42回市政世論調査から従来の隔年実施を毎年実施することとして、調査項目の内容の見直し案を作成のうえ、所管課への調査を行った。また、市民相談における弁護士や税理士等の相談員による専門相談について、近年の相談傾向や相談員の意見等を踏まえ相談内容の分類を見直し、従来よりも細分化した形に改め、専門相談に導入した。見直し後の分類に基づく令和7年度分の分析は年度終了後に実施する。【秘書広報課】

複雑な行政手続きを利用者一人ひとりの状況に合わせてご案内できるよう「手続きコンシェルジュ」の機能を公式ホームページ内に開発し、令和8年4月1日から設置するほか、高齢者情報ポータルページ「たまびよ」を開発し、市民の情報取得のしやすさ向上に取り組んだ。また、「TAMATAMAFESTIVAL」などの開催支援・広報支援を行い関係人口・交流人口づくりを進めるとともに、シティセールス用動画の作成や、インフルエンサー・学生によるSNSでの多摩市の魅力発信を通じて、ブランドビジョンに基づくウェブ中心の情報発信を市内外に行った。【広報担当】

予算編成並びに査定方法の見直しについては、近隣の手法を確認した。経常経費の削減については、令和8年度当初予算の経常収支比率は前年度より減少したものの、歳入が増加したことによる要因が大きいため、引き続き取り組んでいく必要がある。【財政課】

令和7年度は、移行後に一歩障害は発生したもののスケジュール通り標準準拠システムに移行した。特定移行支援システムは、事業者からの調整状況をもとに令和9年度に移行する目途が立てられた。所管課システムの統合仮想基盤（所管課IaaS）を構築するとともに、M365を導入し、業務の効率化を図った。GovTech東京の共同調達を活用し、端末調達において3割程度のコスト削減を実現した。【情報政策課】

令和7年度はDX人材育成計画に基づき、日野市・稲城市との3市連携によるDX人材育成研修を実施するとともに、DX推進リーダー15名の育成に取り組んだ。上半期はデジタルツールの活用方法について集中的に学び、下半期はそれらの知識を活かして、それぞれの職場でツールを活用した市民の利便性向上、業務効率化への取組を行った。10の活用事例を全庁に展開した。【DX推進担当】

協創推進室の目標

令和8年度

室の目標

自治基本条例の中に新たな目標として掲げた「協創」の実現に向け、地域を「支える」、地域を「つなぐ」、地域の中で「掘り起こす」の3つの視点から、市全体で多世代にわたる参画・多分野における協働を創出し、誰もがつながり合えるコミュニティを形成していくための環境整備（しくみ・しかけの構築）を、さらに進めていくことを室の目標とする。

室の取組方針

「協創」の実現に向けた環境整備を進める上での3つの視点を取組方針とする。
①地域を「支える」 ⇒ 協創職員制度、市民活動事業補助金、中間支援機能、多世代共生型コミュニティ施設の整備など、地域で活動する人・団体を応援するしくみづくりに取り組む
②地域を「つなぐ」 ⇒ 中間支援機能、地域プラットフォーム、地域の多様な主体のネットワーク構築など、地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくりに取り組む
③地域の中で「掘り起こす」 ⇒ 市民活動事業補助金、地域プラットフォーム、多世代共生型コミュニティ施設の整備、地域共助が可視化できるツールなど、新たな地域人材の発掘、育成に取り組む

令和7年度

室の目標

自治基本条例の中に新たな目標として掲げた「協創」の実現に向け、協創推進室が中心となって、地域を「支える」、地域を「つなぐ」、地域の中で「掘り起こす」の3つの視点から、市全体で多世代にわたる参画・多分野における協働を創出し、誰もがつながり合えるコミュニティを形成していくための環境整備（しくみ・しかけの構築）を、さらに進めていくことを室の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

第六次総合計画に掲げる「多摩市らしい地域共生社会」の実現に向け、誰もがつながり合える市民主体の地域での支え合いを進めるための「しくみ・しかけ」を構築する。これにより、多世代・多分野の多様な主体の参画・協働が生まれることで、地域課題の解決や新たなまちの魅力、地域価値の創造につなげていく。

具体的な取組

1 【市民自治の推進】「協創サポーター」を本格運用するとともに、新たに創設した「市民活動事業補助金」の交付により、地域に関わる若年層の掘り起こしに取り組む。新たに2エリアで「エリアミーティング」を開催する。自治推進委員会の答申をふまえ、地域の多主体との連携、協力のあり方について方針をまとめる。

2 【コミュニティの再生】自治会活動の効率化、負担軽減のための「自治会支援アプリ」の実証実験をふまえ、効果を検証するとともに、自治連合会の今後のあり方について検討する。コミュニティ施設で実施する事業、イベント等を通して、既存の活動団体と新たな関心層との多世代・多分野のゆるやかなつながりづくりに取り組む。

3 【施設の改修・再整備等】ゆう桜ヶ丘の大規模改修工事に10月から入るとともに、ふれあい館の改修に向け、庁内で課題を整理し、方針を決定する。複合施設では、豊ヶ丘は整備方針に基づく整備計画に着手し、諏訪は仮施設の移転に向けた準備を進め、東寺方は整備方針を年度末に決定できるように市民参加で検討を進める。

室の役割

- ①市民自治の推進に関すること
- ②市民活動の支援に関すること
- ③コミュニティ施策の推進に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

第六次総合計画に掲げる「多摩市らしい地域共生社会」の実現に向け、誰もがつながり合える市民主体の地域での支え合いを進めるための「しくみ・しかけ」を構築する。これにより、多世代・多分野の多様な主体の参画・協働が生まれることで、地域課題の解決や新たなまちの魅力、地域価値の創造につなげていく。

具体的な取組

採用1・2年目職員を対象とする「協創サポーター」研修制度を定着させるとともに、「ツナたま補助金」により、共助の可視化につながる提案を募り、実証実験等に取り組む。モデルエリアにおいては「協議会型のプラットフォーム」づくりに向けた取組に着手する。

自治連合会を通じて、自治会の「デジタル化推進」を助成する事業を行う。「エリアミーティング」の開催により、地域人材の発掘・育成に取り組む。コミュニティセンターの利用促進のため、「営利等利用、個人利用」に向けた試行の方向性を決定する。

ふれあい館の整備の方向性を見極めるとともに、こぶし館の大規模改修に向けた調整に着手する。豊ヶ丘複合施設は、建替え基本計画を決定するとともに、現在の諏訪複合施設は閉館し、地区市民ホールを仮施設に移転し、開館する。

室の取組方針

「協創」実現に向け、環境整備を進める上での3つの視点を取組方針とする。
①地域を「支える」 ⇒ 協創職員制度、市民活動事業補助金、中間支援機能、多世代共生型コミュニティ施設の整備など、地域で活動する人・団体を応援するしくみづくりに取り組む。
②地域を「つなぐ」 ⇒ 中間支援機能、地域プラットフォーム、地域の多様な主体のネットワーク構築など、地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくりに取り組む。
③地域の中で「掘り起こす」 ⇒ 市民活動事業補助金、地域プラットフォーム、多世代共生型コミュニティ施設の整備、地域共助が可視化できるツールなど、新たな地域人材の発掘、育成に取り組む。

（成果）

「協創」を実現するためのしくみ・しかけとして、「協創サポーター」研修制度の本格実施、「ツナたま補助金」の交付、中間支援団体による伴走支援、「エリアミーティング」などの地域プラットフォームづくり、老人福祉館の多世代共生型の施設への転換などを通して、市民の活動支援、活動層・関心層のつながりづくり、新たな地域人材の発掘・育成につながった。

（成果）

「協創サポーター」として97人の職員が地域で活動した。「ツナたま補助金」を採択された6団体に交付することで、新たな地域人材の発掘につながった。新たに愛宕、蓮光寺、百草団地の3エリアでエリアミーティングを開催した。新たな方針については、自治推進委員会からの答申を受けて策定するものとした。

自治連合会が実施した「自治会支援アプリ」の実証実験において、デジタル回覧板によるタイムリーな情報提供、安否確認情報の把握が容易などのメリットがあったことから、来年度の新規事業としてデジタル化推進助成事業を検討している。2つのコミュニティ会館で、初めての試みとしてエリアミーティングを開催し、新たな利用者、事業運営に関わってもらえる市民の発掘につながった。

ゆう桜ヶ丘の大規模改修工事は、入札不調により時期が遅れたが、令和8年1月から着工した。ふれあい館の整備方針は、アセットマネジメント計画の策定期間に合わせ、決定時期を伸ばした。複合施設は、豊ヶ丘で整備方針に基づく基本計画づくりに向けたワークショップを開催するとともに、諏訪では老人福祉館の廃止、地区市民ホールの仮施設の移転を条例改正で決定した。東寺方では市民による地域協議会の場で整備方針づくりに向けた検討が進行中である。

総務部の目標

総務契約課 人事課 文書法制課 防災安全課

令和8年度

部の目標

庁舎管理をはじめ職員の執務や行政サービスの基礎を支える業務を着実に進めるとともに、自然災害への備えなどの更なる前進に取り組む。令和8年度は、先行き不透明な社会情勢を踏まえつつ、新庁舎整備の推進や関連する事項の解決に向けた道筋づくり、市政運営を担う次世代の人財確保や育成など、現在と将来を見据えた課題に対し、着実かつ積極的にチャレンジすることを部の目標とする。

部の取組方針

- ①職員の基礎づくりの着実な推進
- ②正確で効率的な事務事業の遂行
- ③楽しく・安心な職場環境の構築

部の役割

- ①契約及び検査に関すること
- ②財産（土地、建物及び工作物を除く。）に関すること
- ③職員の人事、任免、福利厚生等に関すること
- ④市議会に関すること
- ⑤文書及び法務に関すること
- ⑥災害対策等に関すること
- ⑦防犯に関すること
- ⑧他の部の主管に属さないこと

健幸まちづくりにおける部の役割

市民生活を支える職員の健幸づくりに引き続き取り組む。令和8年度は、「健幸！ワーク宣言」に基づく、健康で明るく活気ある職員・職場づくりの取組として、復職支援・ハラスメント防止対策（カスハラを含む）・ワークライフバランス支援・職員互助会事業の見直し検討などを実施する。

具体的な取組

令和8年3月に一部改正を行った多摩市公契約条例（令和9年4月施行）について、事業者や市民に周知を図る。また、雇用環境の変化を鑑みつつ、公契約審議会の答申を受けて令和19年度労務報酬下限額を決定する。さらには、令和6年度から試行実施している工事成績評定について、今年度は試行実施の検証を行い、優良業者表彰制度の表彰規定や総合評価落札方式の評価項目を見直し、令和9年度に本格実施する。【総務契約課】

2 各業務の受託事業者及び関係者と連携しながら、基本設計の作成、地盤調査、DB事業者選定方法の整理を行うとともに、土地区画整理事業の認可申請を行う。【新庁舎整備担当】

昨今の雇用の流動性の高まりから、次代を担う若手職員の流失とその後の採用の難しさが大きな課題となる一方、一定の経歴を持つ経験者の採用も可能な時代を迎えている。こうした背景を踏まえた人財確保策として、職員採用試験の手法の見直し、多様な経歴のある職員それぞれの成長を促す研修や評価体制の強化、働きやすい職場環境づくりの構築により、持続的な人財基盤の確立を進める。【人事課】

4 カスタマーハラスメント対策の推進として、市内各公共施設にてポスター等による周知を行うとともに、市役所の電話機に通話録音システムを導入する。また、窓口対応職員（受託事業者等を含む）などを対象に、グループワーク等を取り入れた実践的な研修を行う。【法務担当・人事課・総務契約課】

5 法律相談への迅速な回答及び所管課のサポート、研修等の機会を通して、実務上問題となり得る事案や留意事項に関する情報を発信し、職員のコンプライアンス意識の涵養及び組織内のコンプライアンス体制の更なる拡充に引き続き取り組む。【法務担当】

6 新庁舎整備を見据え、今後の文書管理について検討を進める。また、関係部署とともに、令和12年度稼働予定の新文書管理システムの機能要件定義等を進める。【文書法制課】

7 検査事務等の質を高めるため、工事契約等の品質確保に必要な検査方法・役割分担・体制の再検討を進めるとともに、研修等を実施する。【検査担当】

8 令和8年5月下旬からの大雨等に係る防災気象情報の見直しを踏まえ、市民周知をはじめ関連事項への対応を図るほか、8年に一度の東京消防庁方面合同水防訓練を実施する。また、昨年度改定の多摩市地域防災計画に基づき、新たに福祉避難所に指定した総合体育館などへの資機材整備や、災害時の情報通信手段である簡易無線機等の更新・追加により、市災害対策本部と関連機関の災害対応能力を向上させる。更には、市消防団全10個分団のポンプ車の更新を進める。【防災安全課】

令和7年度

部の目標

庁舎管理をはじめ契約・検査、文書・法制など、職員の執務や行政サービスの基礎を支える業務を着実にを行うとともに、防災・減災や防犯対策の更なる前進に取り組む。また、本庁舎の建替や人財の確保・育成など、現下の課題と時代の変化に対し、組織連携で積極的にチャレンジすることを部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

市民生活を支える職員の健幸づくりに引き続き取り組む。令和7年度は、「健幸！ワーク宣言」に基づく、健康で明るく活気ある職員・職場づくりの取組として、復職支援・ハラスメント防止対策・ワークライフバランス支援・風通しの良い職場風土の構築などを実施する。

具体的な取組

1 本庁舎等の老朽化した設備を適正に維持管理するため、空調設備等の修繕を計画的に実施する。また、日常管理において、突発的な設備の故障、事故対応などに迅速に対応するとともに、市民が利用しやすい環境とするため、窓口へのスムーズな動線確保などの環境整備に取り組む。【総務契約課】

2 多摩市役所本庁舎建替基本構想並びに基本計画に則り、本庁舎建替に向けて、基本設計の業務委託に向けた手続き及び区画整理事業の検討を進める。【新庁舎整備担当】

3 社会情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズなどに確実に対応していくため、職員の人財確保に向けた取組（採用における広報の広域化及び採用試験の早期化、経験者採用の実施など）を進めるとともに、職員の能力とやる気を最大限発揮できるよう人財育成や人事制度の検討に取り組む。【人事課】

4 法律相談への迅速な回答及び所管課のサポート、研修等の機会を通して、実務上問題となり得る事案や留意事項に関する情報を発信し、職員のコンプライアンス意識の涵養及び組織内のコンプライアンス体制の更なる拡充に引き続き取り組む。【法務担当】

5 カスタマーハラスメント対策の一環として、既存の「クレーム・不当要求対応マニュアル」の内容を更新し、庁内に周知する。【文書法制課・法務担当】

6 PFI等の新たな契約手法による公共工事で、検査担当の役割を明確化する素案を作る。また、所管課による検査事務の質を高めるため、マニュアル・書式等の整備や研修等の実施を進める。【検査担当】

7 多摩市地域防災計画の策定や防災への関わりが薄いライト層への働きかけ、日常の備えを非常時に役立てるフェーズフリー防災の展開等、首都直下地震に備えた取組を行う。防災備蓄品については、暫定利用している学校跡地施設等からの移転に向け、新たな候補地の検討を行う。また、消防団活動のDX化として消防団支援システム（アプリ）を導入するほか、市民の安全安心に資する防犯カメラ設置等補助事業を実施する。【防災安全課】

部の取組方針

- ①職員の基礎づくりとチャレンジを支え、人財育成をさらに進める
- ②効率的かつ透明性の高い行政運営の維持と発展
- ③相互に支えあう、新たな時代に即した働き方の推進

（成果）

職員の健幸づくりとして、職層別のメンタルヘルス研修を4回実施したほか、自律神経の働きの上や健康診断結果の正しい見方、生活習慣改善に向けた指導を目的とした健康管理講座を2回実施した。また、全庁をあげたカスタマーハラスメント防止と職員の心理的安全性の確保に向け、防止宣言と指針等の策定、啓発表示物の作成・配布を行った。

（成果）

本庁舎の自動扉などの基本的な設備の修繕、消火設備類の重要設備の機能維持修繕を予定通り行った。また空調設備では、第二庁舎の設備に不具合が多くなってきているなか、修繕が必要な部品の製造、供給がメーカーから無くなり対応が厳しくなったが、部品情報を収集し不具合部品を調達し修繕を行えた。狭い本庁舎ロビーの環境を見直し、入口からの動線の改善を行い、車椅子等の利用者に優しいものとし、市民の利用が多い市民課の窓口への動線環境整備をした。【総務契約課】

土地区画整理事業の検討については委託先と連携しながら次年度の認可申請に向けた庁舎及び計画素案の作成を行った。本庁舎建替については9月補正予算を経て基本設計業者、発注者支援（CM前期）事業者及び地盤調査事業者をそれぞれ適切な手法により選定し、契約締結を行った。【新庁舎整備担当】

職員採用について、日野市・稲城市との合同採用説明会の実施やPR動画を作成など、職員人財の確保に向け広域的なPR活動を展開した。また、職員の能力とやる気を最大限高めることを目指し、従来からの次世代育成と女性活躍の計画を統合し、令和8年度からの新たな計画となる第3期多摩市特定事業主行動計画として改定した。【人事課】

法律相談については、1年間で330件程度の相談があったが、概ね1週間以内に回答することができた。また、主任主事級を対象としたコンプライアンス研修（動画）を実施した。研修では、実務上問題となり得る点や留意事項について言及し、職員の日常業務に活かせるよう意識した。【法務担当】

既存の「クレーム・不当要求対応マニュアル」の内容を更新し、「クレーム・不当要求・カスタマーハラスメント対応マニュアル」Ⅰ、Ⅱ及び簡略版を整備し、全庁に周知した。【文書法制課・法務担当】

PPP/PFIガイドラインの改訂作業において検査の視点より課題整理と役割検討を実施した。また、検査事務の質の向上を図るため、研修を実施するとともに多摩市検査事務規程の改正や検査事務の手引きの改訂を行った。【検査担当】

新たな被害想定に基づく多摩市地域防災計画の改定や、将来的な担い手づくりに向けた防災キャンプの実施等、いわゆる防災ライト層への働きかけ、日常生活の中で進めるフェーズフリー防災の周知など、首都直下地震に備えたより実践的な取組を進めた。また、簡易トイレ等の防災備蓄品の充実、災害時物資集積拠点の再整理、新たな防災倉庫の候補地検討などのほか、消防団支援システム（アプリ）の導入による団活動のDX、自治会・商店街が設置する防犯カメラや個人宅向けの防犯機器等の購入に対する補助を実施した。【防災安全課】

市民経済部 の目標

課税課 納税課 市民課 経済観光課

令和8年度

部の目標

税や住民基本情報、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にあたる。
持続可能な行財政運営を行うため、デジタル技術の活用や手続きの見直し等により、業務の効率化と市民の利便性及び満足度の高い行政サービスを提供する。また、中長期的な視点から産業・観光施策を推進し、市民・企業等との連携・協力をした取組を行うことにより、まちの活性化を図ることを部の目標とする。

部の取組方針

- ①市民目線で丁寧かつ誠実な対応
- ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行
- ③市民サービスの在り方を見直し、業務のDX及びBPRを推進
- ④基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化

部の役割

- ①市税等及び市税等に係る税外収入に関すること
- ②戸籍及び住民基本台帳に関すること
- ③商工業及び農林漁業の振興並びに観光に関すること
- ④斎場・霊園に関すること
- ⑤消費者の保護に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

社会経済活動の活性化を図るため、より出かけやすくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図る。また、「健幸！ワーク宣言」及び健幸経営の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携しPRするとともに、(仮称)蓮光寺六丁目農業公園の令和9年度オープンに向けて、同公園での農産物栽培等の活動を通じた今後の「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援方法等の検討を行う。

具体的な取組

1 固定資産税・都市計画税・軽自動車税において、令和9年度に法人、令和10年度に個人の納税通知の電子送付実現に向けた準備を進める。個人住民税については、令和10年度に納税通知の電子送付実現に向けた準備を進める。また、国と自治体それぞれが保有する情報のデータ連携のあり方について対応を検討していく。【課税課】

2 徴収一元化体制でスタートする初年度となる。徴収率の維持・向上に努めるとともに納税者からの納税相談もワンストップで受け、納税者にとっての利便性や相談のしやすい環境を構築する。【納税課】

3 公金収納機・ATM口座振替登録・各種証明手数料発券機等、収納方法等の拡充や窓口の対応などにつながる技術や機材について早期に導入できるよう検討を進める。【課税課・納税課・市民課】

4 駅近機能の検討と並行して、収集した基礎データの客観的分析に基づき、駅近機能サービスが展開されるまでの間の出張所のあり方について、具体的な方向性を示す。
また、戸籍事務については、引き続きBPRによる業務の可視化・仕分けを行い、住民基本台帳事務とともに、業務の最適化、効率化を進める。【市民課】

5 多摩市産業振興マスタープランに則った新規事業として、合同企業説明会及び販路開拓支援事業を実施するとともに、ふるさと納税について、引き続き市内産業振興策の一つとして取組を進める。さらに、企業立地促進条例に基づく宿泊施設誘致に向けたPRを行う。【経済観光課】

6 多摩市農業振興プランに基づく各種取組を着実に推進するとともに、新規事業として、多摩市の農家が生産した農産物の販売促進のためPR事業を実施する。また、「いきいき市」等の市内産野菜の販売所周知のほか、市内産野菜の認知度向上及び販路拡大に取り組む。【経済観光課】

7 事務局を務める多摩市観光まちづくり交流協議会において「来訪のきっかけを食でつくる」ことを目的とした「食プロジェクト」の一環として実施した「アイスランド風まちバル」について、レイキャビク市との姉妹都市提携を踏まえ、駐日アイスランド大使館との連携を強めながら、市の補助事業として継続して実施する。【商業・観光担当】

8 駅周辺拠点地区について、聖蹟桜ヶ丘地区では例年実施しているイベントを日本アニメーションとの協定締結10周年を機に駅前商業施設とも連携して実施する。多摩センター地区では「ハローキティにあえる街 多摩センター」を観光資源である茗田川でのライトアップ事業を実施し、にぎわいづくり及び活性化に向けた取組を進め、企業との連携を強めていく。【商業・観光担当】

部の目標

税や住民基本情報、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にあたる。

デジタル技術の活用や手続きの見直し等により、業務の効率化と市民の利便性及び満足度の高い行政サービスを提供する。また、産業・観光施策を立案・推進し、市民・企業等との連携・協力した取組を行うことにより街の活性化を図ることを部の目標とする。

「健康まちづくりにおける部の役割」

社会経済活動の活性化を図るため、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図る。また、健康！ワーク宣言及び健康経営の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施するとともに、（仮称）連光寺6丁目農業公園における試験栽培等をサポートすることで、「健康まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行う。

具体的な取組

1 証明書発行窓口におけるキャッシュレス及び郵送請求時におけるオンライン決済を進める。また、住民情報システムの標準化の令和8年に控えていることから基幹システム及び連携システムの標準化対応を完了し、安定稼働に向けた準備を進める。【課税課・納税課・市民課】

2 徴収一元化に向けて課題解決・事務改善・スキルアップを行い、一元化の早期実現に向けて、準備を着実に進めていく【納税課】

3 BPRによる可視化・仕分けを行い、業務フローの最適化や、本庁舎建替基本計画を踏まえた駅近機能の検討に必要な基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化を行う。【市民課】

4 多摩市産業振興マスタープランに則った事業計画及び、評価方法等について検討を行い、令和7年度中に決定するとともに、令和7年度の事業として、市内企業向けのDX及び業務効率化に関する講座と参加者による交流会を実施する。また、ふるさと納税について、引き続き市内産業振興策の一つとして取組を進める。さらに、企業立地促進条例に基づく宿泊施設誘致に向けてPRを行う。【経済観光課】

5 多摩市都市農業振興プランに基づく各種取組を着実に推進するとともに、防災協力農地について、市内農家、農協、防災安全課と調整を行う。また、「いきいき市」等の市内産野菜の販売場所周知のほか、市内産野菜の認知度向上及び販路の拡大に取り組む。【経済観光課】

6 市の観光に関する理念を示し、官民連携した多摩市のさらなる魅力発信につなげるため、（仮称）観光まちづくり方針の策定を進める。また、事務局を務める多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる食プロジェクトの実施により、来街者の増加につなげていく。【商業・観光担当】

7 駅周辺拠点地区について、聖蹟桜ヶ丘地区では例年実施しているイベントに日本アニメーション50周年を盛り込み、また、多摩センター地区では多摩中央公園リニューアルと連携した事業を実施し、賑わいづくり及び活性化に向けた取組を進めていく。今年度設置した拠点地区活性化推進会議における聖蹟桜ヶ丘地区及び多摩センター地区の事務局として情報収集・共有等を図り、庁内の連携を深めて取り組んでいく。【商業・観光担当】

部の取組方針

- ①市民目線で丁寧かつ誠実な対応
- ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行
- ③市民サービスの在り方を見直し、業務のDX及びBPRを推進
- ④基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化

(成果)

社会経済活動の活性化を図るため、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベント（聖蹟桜ヶ丘謎解きまち歩きや多摩センタースタンプラリー）の実施など、まちの魅力の発信・向上を図った。また、健康！ワーク宣言企業セミナー&交流会と創業者・経営者異業種交流会を庁内で連携しPRするとともに、（仮称）連光寺六丁目農業公園における試験栽培等を市内農家と連携してサポートし、「健康まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行った。

(成果)

証明書発行窓口におけるキャッシュレス化について、令和8年度中に実現できるよう予算化して令和9年度に導入する。基幹システムと連携システムの標準化対応を進め、令和8年1月にシステム移行を実施した。移行後もさらなるシステム円滑化をすすめ、当初課税を確実に行うためにバンダーとの連携を継続して安定稼働に努めている。【課税課・納税課・市民課】

係単位での調整会議、市税と国保税間での調整会議などを適宜開催し、業務の統一化・擦り合わせ・使用物品や消耗品等の整理・合同検索や合同案件を意識的に実施し、一元化の準備に努めた。【納税課】

住民基本台帳事務については、業務フロー作成による可視化は行ったが、戸籍業務については広域交付や戸籍の振り仮名記載などへの対応により、業務フロー作成による可視化などには至っていない。両業務とも引き続き可視化・仕分けを進め最適化、効率化を図っていく。出張所業務については基礎データを収集し、客観的分析を行った。【市民課】

多摩市産業振興マスタープランに則った事業計画及び評価方法を決定するとともに、令和7年度の事業として、市内企業向けDX講座及び講座参加者による交流会を実施した。また、ふるさと納税では、市内産農産物を使用したクラフトビールを返礼品として登録していただくなど、産業振興施策の一つとして取り組んだ。さらに、宿泊施設誘致に向け企業誘致条例を改正するとともに、PR用リーフレットを作成しPRを行った。【経済観光課】

多摩市農業振興プランに基づき、多摩市産農産物の販売場所の周知と販路拡大を目的に、朝顔市での出店や消費生活フォーラムでの出店のほか、（仮称）連光寺六丁目公園園でのイベント時や農業ウォッチングラリー等でも周知を図った。また、防災協力農地については、防災安全課と協力し、他市の事例等について確認を行った。【経済観光課】

観光まちづくりを通じて多摩市が目指すまちの姿と取組方針を定めた「多摩市観光まちづくり基本方針」を策定した。事務局を務める多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる食プロジェクトでは「アイランド風まちバル」の開催につなげ、参加者・参加店舗から好評を得た。【商業・観光担当】

聖蹟桜ヶ丘地区では日本アニメーション50周年として代表的作品を活用したまち歩き事業を実施し、多摩センター地区では多摩中央公園リニューアルと連携した「ハローキティにあえる街 多摩センター事業」として重ね押しスタンプラリーや子どもを対象としたイベントを実施し、にぎわいづくり及び活性化に取り組んだ。拠点地区活性化推進会議では聖蹟桜ヶ丘及び多摩センターの情報収集・共有を行い、庁内連携を深めた。【商業・観光担当】

くらしと文化部の目標

文化・生涯学習推進課 平和・人権課
TAMA女性センター スポーツ振興課

令和8年度

部の目標

くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、スポーツ、学び、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」部署である。そのことを踏まえ、令和8年度は、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次世代へ継承する取組の一層の充実、多様な関係者との連携による様々なスポーツ体験の機会の充実、40周年を迎える友好都市富士見町及び姉妹都市となるレイキャビク市との交流、その他各分野別計画に掲げる具体的な施策の推進を通じて、市民が主体的かつ自発的に地域で学びあい、活動し、交流できるよう支援していくことを部の目標とする。

部の取組方針

職員一人ひとりが次の点を大切に、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部となるよう取り組む。

- ◆業務に必要な知識の習得と根拠に基づく業務の執行を。
- ◆多様な意見は地域課題発見や業務改善の糸口と捉え、真摯で誠実な対応を。
- ◆多様性を意識し、先入観・固定観念・前例に捉われず、自ら考え行動を。
- ◆何事にも当事者意識を。
- ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。

部の役割

- ①平和・人権啓発に関すること
- ②男女平等の推進に関すること
- ③文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

活動・学びの機会や環境の整備により、人との交流やくらしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健康的な生活への取組を支援する。そのために令和8年度は、レイキャビク市との姉妹都市締結及び交流、総合体育館第2スポーツホールへの空調設置など、健幸まちづくりの観点を踏まえた各種事業・施策の推進、施設の運営に取り組む。

具体的な取組

- 1 富士見町との友好都市提携40周年を記念し、記念植樹のほか、関係課及び関係機関と連携した記念事業を実施する。また、アイスランド大使館との覚書締結5周年を記念し、アイスランド映画『女性の休日』の上映及び著名人によるトークセッションを実施する。さらに、レイキャビク市との姉妹都市提携を締結するとともに、子どもたちの交流に関する取組を開始する。【文化・生涯学習推進課】
- 2 令和7年度に策定した「第4次多摩市生涯学習推進計画中間見直し版」に基づき、4つの重点取組について継続または新たに着手するとともに、学びあい育ちあい推進審議会による外部評価を新たに開始する。【文化・生涯学習推進課】
- 3 大規模改修事業や今期の指定管理の総括を踏まえ、パルテノン多摩の指定管理者の更新手続きを進め、市議会の議決を経て、次期指定管理者を決定する【文化・生涯学習推進課】
- 4 子ども被爆地派遣事業は、派遣先を長崎県とし、令和7年度と同様に現地の混雑状況を考慮し、派遣日程を前倒しして実施する。また、歴代派遣員による平和活動を引き続き後押しするとともに、平和展や子ども被爆地派遣事業における大学連携による取組の検討を進める。【平和・人権課】
- 5 社会における犯罪被害者等への支援に対する理解が進み、国や東京都、他自治体において取組の充実・強化が図られている状況を踏まえ、多摩市犯罪被害者等支援条例（平成21年4月施行）及び支援内容について、見直しの検討に着手する。【平和・人権課】
- 6 「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し版」の着実な推進に向けて、4つの重点施策を中心に、アイスランド交流事業を通じたジェンダー平等意識の醸成や困難女性支援調整会議による連携体制の強化等に取り組む。【平和・人権課】
- 7 総合体育館第2スポーツホールへ空調の設置を行うことで、酷暑時においても安全にスポーツのできる環境としていく。あわせて施設利用料金の改定について条例改正を行う。【スポーツ振興課】
- 8 東京多摩フットボールセンター・南豊ヶ丘フィールドについて、旧南豊ヶ丘小学校校舎老朽化への対応として校舎等の除却工事に着手するとともに、民間との連携により多くの市民に活用いただける新たなスポーツ施設整備に向けた事業者公募を実施する。【スポーツ振興課】
- 9 より利便性の高い新公共施設予約システムを令和9年5月から住民利用可能とするため、導入準備を完了する。【スポーツ振興課】
- 10 令和7年度より試行を開始した学校部活動の休日における地域展開について、国・都の動向や試行実施の検証結果を踏まえ、教育委員会と連携し協議会の実施、令和8年度から令和10年度を対象とした改革実行期間前期におけるガイドライン(市)の策定や試行対象校・対象種目の拡大等に取り組む。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

令和7年度

部の目標

くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、スポーツ、学び、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引き継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」ことを部の目標とする。令和7年度は、戦後80年を迎え、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代へ継承する取組の充実、各分野計画の見直し、新たに策定した方針や計画に基づく具体的な施策の推進、協定を締結するプロスポーツチームなど多様な関係者との連携による様々なスポーツ体験の創出、町制施行70周年を迎える友好都市富士見町との都市交流などを通して、地域で学び合い、活動し、交流しているまちを目指す。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

活動・学びの機会や環境の整備等を通して、人との交流やくらしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健康的な生活への取組を支援する。
そのために、令和6年度に策定した多文化共生基本方針及びみんなの文化芸術振興プラン2025に基づく取組の実施、第4次女と男がともに生きる行動計画や多摩市スポーツ推進計画の中間見直しなどを行うとともに、文化、スポーツ、学び、交流等の活動を支援する各種事業・施策を推進する。

具体的な取組

- 1 令和6年度に策定した多文化共生基本方針に基づき、市民に向けて、やさしい日本語ワークショップや多文化共生をテーマとした講演会を実施するほか、アイランドウィーク等のイベントにおいてパネル展示等を実施し、方針の内容普及を進める。また、友好都市富士見町との都市交流事業について、町制施行70周年記念事業を実施するとともに、令和8年度の都市交流40周年記念事業に向けた企画準備を行う。【文化・生涯学習推進課】
- 2 令和3年度に策定した第4次生涯学習推進計画について、社会の変化や施策の状況変化、市民活動の現状等を踏まえ、中間見直しを行う。【文化・生涯学習推進課】
- 3 令和6年度に策定したみんなの文化芸術振興プラン2025に基づき、多摩市文化芸術推進委員会を設置し、施策の評価や計画の推進等に向けた協議を開始する。【文化・生涯学習推進課】
- 4 子ども被爆地派遣事業は、派遣先の広島県の混雑等を鑑み派遣日程を前倒しで実施する。また、歴代派遣員の平和活動の場づくりを進め、歴代派遣員による平和への取り組みを後押ししていく。戦後80年事業として、平和首長会議多摩地域平和ネットワークを構成する26市共同で、多摩地域平和ユース研修事業及び（仮称）平和サミットを実施する。【平和・人権課】
- 5 市民意識・実態調査等を踏まえ、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の中間見直し版を策定する。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」への対応として支援調整会議を設置する。【平和・人権課】
- 6 近隣9市の小学生が登壇する、多摩西人権啓発活動地域ネットワーク事業「こどもからの人権メッセージ発表会」を多摩市で開催する。発表会を通じて日常生活を人権の視点から考え、人権意識の醸成を図る機会とする。【平和・人権課】
- 7 総合体育館第1スポーツホールへ空調の設置を行うことで、酷暑時においても安全にスポーツのできる環境としていく。あわせて施設利用料金の改定について条例改正を行う。【スポーツ振興課】
- 8 協定を締結しているトップチームとの協働により、トップアスリートとの触れ合いや、スポーツ体験の創出を図る。市内事業者との連携により市内でのパブリックビューイングの実施を行うなど、街中でスポーツを楽しめる取り組みを進める。【スポーツ振興課】
- 9 東京多摩フットボールセンター・南豊ヶ丘フィールドについて、旧南豊ヶ丘小学校校舎老朽化への対応として校舎等の除却設計に着手するとともに、民間との連携により多くの市民に活用いただける新たなスポーツ施設整備に向けた事業スキームについて民間事業者意見を確認する。【スポーツ振興課】
- 10 「多摩市学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、具体的な取組方法の検討のため、教育委員会と連携して、協議会の実施・地域移行に関する試行・ガイドライン(市)の策定等に取り組む。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

部の取組方針

職員一人ひとりが次の点を大切にして、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部となるよう取り組む。

- ◆地域(現場)に足を運び、地域で対話(コミュニケーション)を。
- ◆多様性を意識し、先入観・固定観念に捉われず、自ら考え行動を。
- ◆何事にも当事者意識を。
- ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。
- ◆職層を問わず職員相互の対話(コミュニケーション)を大切に。

(成果)

市民自らによる健康的な生活への取組を支援するため、令和7年度中の中間見直しを予定していた各種行政計画において、法改正や社会情勢の変化に対応した施策の見直しを行った。また、関係機関との連携による多文化共生講演会、レイキャビク市長の来訪を端緒とした姉妹都市提携に向けた取組、令和8年4月から運用を開始する「多摩市困難女性支援調整会議」の設置、東京ヴェルディ及び読売巨人軍のパブリックビューイング、さらに総合体育館第1スポーツホールへの空調設置工事などを実施した。

(成果)

多文化共生基本方針の内容を広く普及するため、市民を対象に、からきだ高瀬館との共催により「やさしい日本語」ワークショップを開催した。また、多摩市国際交流センターや近隣大学、市内日本語学校等と連携し、多文化共生をテーマとした講演会を実施した。さらに、友好都市である富士見町の町制施行70周年を記念し、富士見町に所縁のある市民に出演してもらった祝賀動画やグリーンギフトを同町へ贈呈した。加えて、令和8年度の都市交流40周年記念事業に向け、関係課及び関係機関との企画調整を開始した。【文化・生涯学習推進課】

市民ヒアリング及びパブリックコメントの実施に加え、学びあい育ちあい推進審議会での意見聴取や庁内推進会議での審議を経て、令和8年3月に「第4次多摩市生涯学習推進計画中間見直し版」を策定した。【文化・生涯学習推進課】

多摩市文化芸術推進委員会を2回開催し、同委員会での意見に加え、庁内推進会議及び関係課の意見を踏まえ、施策評価の枠組みを整理した。また、同委員会において、計画推進に当たり重点取組事項としている「中間支援機能の強化」に向けた協議を開始した。【文化・生涯学習推進課】

子ども被爆地派遣事業は、派遣員8名を広島へ派遣した。派遣日程の前倒しにより、混雑を避けたスムーズな移動や落ち着いた環境での見学等を行うことができた。歴代派遣員の取組として、平和展への若い世代の来場を目的に、同年代の視点を活かした児童・生徒向けのパンフレットを作成した。多摩地域平和ネットワーク事業では、多摩地域在住の高校生・大学生26名を平和ユースとして被爆地広島へ派遣した。「平和サミット」では、平和ユースが、広島での体験等を通じて得た学びや気づきを「平和のメッセージ」として26市の市長に提案するなど、戦後80年の節目において、平和の継承と次世代育成に資する取組となった。【平和・人権課】

市民意識・実態調査や市民ワークショップ、パブリック・コメントでの市民意見を踏まえ、庁内推進会議及び外部有識者で構成する審議会での審議を経て、令和8年3月に「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し版」を策定した。また、多摩市版地域ケアネットワーク連絡会の専門部会として「多摩市困難女性支援調整会議」を令和8年4月1日付で設置するための準備を整えた。【平和・人権課】

令和7年11月にバルテノン多摩で、多摩市を含む近隣9市から選出された児童25名が、日常生活での体験を通して人権の大切さを伝える「こどもからの人権メッセージ」を発表した。来場者アンケートでは人権問題への意識が深まったとの回答が多く寄せられ、人権意識の醸成に資する機会となった。【平和・人権課】

総合体育館第1スポーツホールへ空調設置を行い令和8年4月より空調稼働可能な状況となったことにより酷暑時における安全性向上を図った。また、空調設置に併せて適正な受益者負担とするための利用料金改定のための条例改正を行い令和8年4月利用分より新料金を適用した。【スポーツ振興課】

東京ヴェルディ及び読売巨人軍選手による市内の学校訪問や市内でのサイン会・スポーツ教室開催によりトップアスリートと市民が交流する事業を実施した。また、民間事業者との連携により市内で3回のパブリックビューイングを実施することで街中でスポーツを楽しめる取組を実施した。【スポーツ振興課】

東京多摩フットボールセンター・南豊ヶ丘フィールドについて、サウンディング調査を実施し複数の民間事業者意見を確認することが出来た。スポーツ施設整備について複数の提案があった一方で、高騰する工事費などについて懸念する意見もあり、引き続き事業スキーム詳細を検討していく必要がある。【スポーツ振興課】

地域の文化団体・スポーツ団体を対象とした説明会や保護者・生徒向け説明会を開催する等、関係者の理解を深めた上で、運動部で2部活、文化部で1部活を対象に地域展開の試行実施を開始した。また、試行に向けた準備や実施状況、検証方法などを部活動の地域連携・移行に向けた協議会に報告することで、協議会での議論を進め、市のガイドラインを策定した。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

子ども青少年部の目標

子ども・若者政策課 こと家庭センター
児童青少年課

令和8年度

部の目標

社会動向が絶えず変化し、行政ニーズが多様化するなか、社会全体において人口減少と少子化が進行している。これまで取り組んできた「こどもまんなか社会の実現」を目指し、多摩市の強みをさらに活かし、伸長することで、多摩の子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題解決に取り組む。子育て世代に選ばれるまち「子育てするなら多摩市」を標榜し子育てをサポートする事業等を積極展開するとともに、市内事業者と協働して市内・市外へ多摩市の優れた子育て環境を発信する。子どもたちと子どもたちを取り巻く大人が安心できる居心地の良い子育て環境醸成の推進を部の目標とする。

部の取組方針

子育て世代のニーズをとらえ、短期・中期的な見通しのもと令和7年度にスタートした「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に実践することで、子育て世代に選ばれるまちとなる。特に未就学児については「多摩市こども誰でも通園事業」を核として子どもの成長を応援するとともに、保育サービスの地域偏在の解消に取り組むことで待機児童対策を推進する。また、学童クラブの校内化と放課後子ども教室の週5日実施をさらに進め、児童・生徒の放課後対策の充実を図ることで、学童クラブ待機児童の解消を目指す。加えて「児童館の今後のあり方基本方針」を念頭に児童館事業及び施設のリニューアルを進める。

部の役割

①児童の福祉に関すること ②ひとり親福祉に関すること ③幼児教育・保育施設に関すること
④青少年に関すること ⑤若者に関すること ⑥子どもの貧困に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

子どもたちの健やかな成長を支えるため、こと家庭センターや児童館が中心となり、市内子育て支援施設、教育委員会とも連携して、子どもの自主性や社会性を育むとともに、子どもの権利を守る。

具体的な取組

- 1 子育て世代に選ばれるまち「子育てするなら多摩」を更に浸透するため、たまこどもフェス等で子育て環境の良さを発信する。また、「多摩市子ども・若者・子育てプラン」に基づき、家庭や学校に居場所のない子どもの「児童育成支援拠点」の設置に向けた検討を進める。【子ども・若者政策課】
- 2 施行5年目を迎える「子若条例」に基づき、引き続き子どもの権利と相談窓口について広く周知を回り権利擁護を推進するとともに、小・中学生の意見表明と市政への参画の機会となる「子どもみらい会議」に教育委員会と協働して取り組む。【子ども・若者政策課】
- 3 「多摩市こども誰でも通園事業」を市の認可事業として市内幼稚園、認可保育所等19施設程度に拡大するとともに、国基準を超えて一人当たり月160時間まで利用可能とする。また、新たに国のシステムを活用し自治体間での広域利用も可能とすることで利便性の向上を図る。【幼児教育・保育担当】
- 4 「子育てひろば（地域子育て支援拠点）機能」を、地域の実情に応じて、幼稚園または認可保育所による運営を進め、事業のさらなる充実を図る。今年度は、子育てひろば事業1ヶ所を地域へ移行する。【こと家庭センター】
- 5 母子保健と児童福祉のチームアプローチの構築及び共通のアセスメント指標による継続した支援を行う「こと家庭センター体制強化事業」に取り組み、妊娠期からの虐待未然防止を強化する。【こと家庭センター】
- 6 学童クラブの育成の質の向上を目的とした新たな制度である「東京都認証学童クラブ事業」への令和8年度中の申請を目指し、運営基準の一つである「学校長期休業期間中の昼食提供の仕組みの導入」を図る。【児童青少年課】
- 7 放課後子ども教室については委託化による週5日実施を推進する。令和8年度は、連光寺小学校、貝取小学校、東寺方小学校、南鶴牧小学校に加えて、多摩第一小学校、多摩第二小学校の放課後子ども教室を委託化し、週5日実施を推進する。【児童青少年課】

令和7年度

部の目標

将来への不透明感が増大する中、社会全体で人口減少と少子化が進行している。「こどもまんなか社会」の実現に向け、多摩市の強みを活かし、さらに伸長することで、子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題解決に取り組む。子育てをサポートする事業等を積極展開し、「子育てするなら多摩」を標榜し、市内事業者とも協働して市内・市外へ多摩市の優れた子育て環境を発信する。子どもたちと子どもたちを取り巻く大人が安心できる、居心地の良い子育て環境の醸成を部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

子どもたちの健やかな成長を支えるため、本年4月に開設する「こども家庭センター」や児童館が中心となり、市内子育て支援施設、教育委員会とも連携して、子どもの自主性や社会性を育むとともに、子どもの権利を守る。

具体的な取組

1 「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に推進するため、子ども・子育て会議の委員構成を再編するとともに、各所管の様々な施策を「たまこどもフェス」の開催等を通して市内外に向けてアピールするなど、「子育てするなら多摩」の推進に取り組む。【子ども・若者政策課】

2 令和6年度に作成した子若条例のリーフレットを活用し、広く相談先と権利についての周知を図る。また、小・中学生の市政への意見表明と参画機会を具現化するため、教育委員会との協働運営により「子どもみらい会議」等に取り組む。【子ども・若者政策課】

3 「多摩市こども誰でも通園事業」を市の認可事業として市内幼稚園、認可保育所、認定こども園等の13施設程度に拡大して実施し、子育て及び子育て環境を充実する。また、令和8年度以降の本格実施に円滑につながる。【幼児教育・保育担当】

4 子育てひろば（地域子育て支援拠点）や身近な場所で子育て相談ができる「地域子育て相談機関」について、児童館や保育施設等、幅広く市内子育て支援施設での展開を引き続き検討し、今後の方向性を決定する。【こども家庭センター】

5 妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援の充実及び予防的支援の強化を図ることで虐待の未然防止に取り組む。【こども家庭センター】

6 「児童館の今後のあり方基本方針」の「これからの多摩市の児童館(将来像)」及び「5年以内に目指す姿」の実現に向けて取組を進める。特に豊ヶ丘児童館の移設を念頭に置き、貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校へ校内化する。【児童青少年課】

7 放課後子ども教室については委託化による週5日の本格的実施を推進する。令和7年度は、連光寺小学校、貝取小学校に加えて、東寺方小学校、南鶴牧小学校の放課後子ども教室を委託化し週5日の本格的実施を行う。【児童青少年課】

部の取組方針

子育て世代のニーズをとらえ、短期・中期的な見通しのもと本年度スタートする「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に実践することで、子育て世代に選ばれるまちとなる。特に未就学児については「多摩市こども誰でも通園事業」を核としつつ、保育サービスの地域偏在対策に取り組む。また、児童・生徒の放課後対策の充実を目指し、学童クラブの校内化と放課後子ども教室の週5日実施を進めるとともに、「児童館の今後のあり方基本方針」に沿って児童館事業等の刷新を図っていく。

(成果)

子どもたちの健やかな成長を支えるため、令和7年4月に設置したこども家庭センターや児童館が中心となり、市内子育て施設や教育委員会とも連携して、子どもの自主性や社会性を育んだ。また、子どもたちの意見表明とまちづくりへの参画の機会となる教育委員会の「子どもみらい会議」を協働運営し、子どもたちからの提案に市が応えていく仕組みを整えた。

(成果)

「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に推進するため、子ども・若者・子育て会議の委員構成を再編した。また、市内の子ども関連団体と連携・協力して「たまこどもフェス」を開催するなど、市内外に向けて「子育てするなら多摩」を発信した。【子ども・若者政策課】

リーフレットを活用して学校や地域等への出前授業を行うなど、相談窓口とあわせて子どもの権利についての周知を図った。また、小・中学生の市政への意見表明と参画機会を具現化するため、教育委員会との協働運営により「子どもみらい会議」等に取り組んだ。【子ども・若者政策課】

「多摩市こども誰でも通園事業」を市の認可事業として市内幼稚園、認可保育所、認定こども園等の13施設に拡大して実施し、子育て及び子育て環境を充実した。また、令和8年度からの本格実施に円滑に移行するための準備を行った。【幼児教育・保育担当】

子育てひろば（地域子育て支援拠点）について、地域全体で子育て家庭を支援する仕組みに転換するため、直営施設のひろば機能から地域の実情に応じて幼稚園または認可保育所に事業主体を移していく方向性を決定した。【こども家庭センター】

妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援の充実及び予防的支援の強化を図るため、母子保健と児童福祉の相談支援機能を一体化した「こども家庭センター」を令和7年4月に設置し、虐待の未然防止に取り組んだ。【こども家庭センター】

「児童館の今後のあり方基本方針」を踏まえて、貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校の校舎内に移設し、豊ヶ丘小学童クラブとして令和8年4月1日から運営を開始した。【児童青少年課】

令和7年5月から東寺方小学校、7月から南鶴牧小学校において、委託化による週5日の放課後子ども教室の運営を開始した。【児童青少年課】

健康福祉部の目標

福祉総務課 生活福祉課 健康推進課 健康センター
保険年金課 高齢支援課 介護保険課 障害福祉課

令和8年度

部の目標

市民の困難に寄り添い、ライフステージに応じた保健・医療・介護・福祉サービスを提供できるよう、関係機関との連携強化を進める。また、永く健康で居続けられるよう、市民の健康意識を高め、一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組める環境整備を進めることを部の目標とする。

部の取組方針

- 仕事の根拠や目的に基づいて、職員が互いに協力しながら、職務遂行に取り組む。
- 「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられるよう、社会参加や社会交流の取組などを推進する。
- デジタル技術を活用し、福祉の業務に関わる関係機関との連携の充実を図るとともに、職員の業務効率化を図る。
- 市民の健康づくりや、予防医療、安心できる地域医療の提供を推進する。

部の役割

- ①地域福祉に関すること
- ②生活福祉に関すること
- ③保健衛生及び健康に関すること
- ④国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること
- ⑤高齢者の福祉に関すること
- ⑥介護保険に関すること
- ⑦障がい者の福祉に関すること
- ⑧福祉事務所に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

介護予防の取り組みを市民と継続して進めるとともに、多摩市版地域包括ケアシステムにより、切れ目ない支援を一体的に実施する。また、口腔ケアの重要性について、世代に合った取り組みを部内で連携して進める。

具体的な取組

民生委員・児童委員は依然として欠員地区が多く発生している状況であることを踏まえ、委員活動の負担軽減を図る取組の継続実施とともに、委員の候補者を確保するための方策を検討・実施し、住民が安心して暮らせる地域の確保に向け、欠員地区の充足に取り組む。【福祉総務課】

物価高により貯蓄が減少している影響で、生活保護を必要とする方が高止まりしている現状を踏まえ、各関係機関と連携し、必要な人が必要に応じて生活保護制度を利用できるよう運営する。また、最高裁判決に係る追加給付事業について、国や東京都・他自治体の取組状況も把握しながら、漏れのないよう進めていく。【生活福祉課】

日本医科大学多摩永山病院の建て替えに向け、東京都や医療圏構成市、関係機関等と連携し、学校法人日本医科大学との協議を進める。また、多摩市医師会等と連携し、市民が身近な地域で安心して医療が受けられる体制確保に向けた取組を進める。【健康推進課】

東京都国民健康保険団体連合会の「医療費適正化モデル事業」を活用し、国保連との連携のもと、本市の「糖尿病重症化予防事業」の効果分析を行い、その研究成果を今後の具体的な施策展開につなげる。【保険年金課】

高齢者実態調査や市民・関係者の意見を参考に第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定する。なお、認知症施策についてはその方向性を定め計画に盛り込む。その他、熱中症予防対策として知識の普及啓発と自身が行動変容できるよう効果的な働きかけを行う。【高齢支援課】

在宅介護・介護保険事業所調査の結果や介護保険運営協議会等からの意見・答申を踏まえ、介護保険料の改定を含む第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する。また、事業者の電子申請手続きの支援と昨年導入した各種電子申請の周知と利用促進に引き続き取り組む。【介護保険課】

障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向け、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づいた取組を進めるとともに、第8期多摩市障害福祉計画・第4期多摩市障がい児福祉計画を策定する。【障害福祉課】

令和9年度の発達支援センター開設に向け、支援体制の移行準備と基盤づくりを進める。なお、前年度準備として午後クラスの試行を実施するとともに、放課後等デイサービス等への研修や、発達障がいのある子どもの地域イベント参加支援の試行を行う。これらを通じ、開設後の円滑な運営につながる支援モデルの確立を目指す。【発達支援担当】

部の目標

すべての市民の健康と命を守り、その暮らしを支え、市民一人ひとりが生きがいのある生活を送れるよう保健・医療・介護・福祉に関する施策の充実を図るとともにデジタル技術等の活用を含め各種サービスの迅速かつ適切な提供、利用者主体の支援に努める。また、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策の連携により多摩市版地域包括ケアシステムの取組をさらに進め相談から自立までの横断的・継続的な支援の実施を部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

健幸づくりにおけるさらなるポピュレーションアプローチに向け、市民の主体的な行動や取組を支援する。また、あらゆる世代に対し口腔ケアの必要性に関する周知・啓発に取組、特に高齢期におけるハイリスクアプローチの一つであるオーラルフレイルについては、部内が連携して取組む。

具体的な取組

令和7年12月の3年に一度の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の欠員地区の充足を図るとともに、民生委員活動への大学生によるサポートの実施に取り組み、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行う。【福祉総務課】

年金だけでは生活することが難しい高齢者や物価高で貯蓄が減少している影響で生活保護を必要とする方が高止まりの現状を踏まえ、各関係機関と連携し、必要な人が必要に応じて生活保護制度を利用できるよう運営する。また、業務効率化を図るため、デジタル技術等の活用に向け、引き続き仕組みを試行・検討する。【生活福祉課】

日本医科大学多摩永山病院は、重篤患者に対する三次救急や周産期医療など、南多摩保健医療圏（八王子市・町田市・日野市・稲城市・多摩市）における医療の重要な役割を担っている。そのため、引き続き市内で病院建替えが実現するよう、医療圏構成市や東京都、関係機関等との連携を進め、地域の医療提供体制維持に努める。【健康推進課】

「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」施行に伴い、歯科口腔保健に関する新規事業を他課連携のもと実施し、歯科口腔保健に関する周知啓発を行う。また、新興感染症等の発生に備え、新型インフルエンザ等の行動計画の策定に取り組む。【健康推進課】

特定健診と後期高齢者健診は様々な疾病の予防・早期発見の重要な手段であり、医療費適正化にもつながることから、多様な媒体を活用して受診率の向上を目指す。また健診結果から健康課題を抽出し、関係部署並びに関係機関と連携して健康課題解決に取り組む。【保険年金課】

地域において介護予防活動が継続していけるよう、関係機関と連携しフレイル予防事業を推進する。認知症の人が生きがいを持って生活できるよう社会参加支援の取組を行う。第10期高齢者保健福祉計画の基礎となる高齢者実態調査を実施する。【高齢支援課】

稼働を開始する認定調査及び審査会システムを活用して認定業務の効率化を図り全合議体でオンライン審査会を開催するとともに、令和8年度の電子申請導入に向けて調査検討を進める。また、令和8年度に導入の義務化が決定している事業者の電子申請準備を支援する。【介護保険課】

障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向け、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」及び令和7年1月に施行された「多摩市手話言語条例」に基づいた取組を進める。【障害福祉課】

発達障がいのある子ども・若者が地域で安心して成長できるように保育所（園）・幼稚園へ定期巡回相談の充実、発達障がいへの理解普及啓発、関係機関とのネットワークの強化を行う。ひまわり教室の療育の充実を図り児童発達支援センター設置に向けた検討を行う。【発達支援担当】

部の取組方針

- 市民生活の実態把握に努め、現場感覚、市民との会話を大切に取組を進める。
- 困難を抱える市民に寄り添いながら、市民の主体的な行動、取組を支援する。
- デジタル技術等を活用し、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図る。
- 健康福祉部業務を支える多くの関係機関との緊密な連携、協力関係をさらに推進する。

（成果）

「TAMAるんるん♪」の活用に向けて、介護予防教室を始めとしたポピュレーションアプローチの場で参加登録を進め、市民の主体的な行動や取組を促した。また、歯科衛生士等の専門職が地域に出て、様々な世代に対する口腔ケアの必要性を周知するとともに、健康に関する情報提供を行った。

（成果）

民生委員・児童委員の欠員を充足するための取組として、たま広報、動画配信や大妻女子大学学生との訪問活動など委員に関する周知を行い、また、会議回数の削減、モバイルPCの活用などによる業務負担軽減を行った。しかし、一斉改選後の充足率は現状維持に留まったため、引き続き担い手確保の取組を進める。【福祉総務課】

各関係機関と連携し、必要に応じて生活保護を案内・利用できるよう市民に寄り添った運営をすることができた。また、保護開始時等の資産調査について、これまでの紙による調査から電子照会に移行したことで、業務効率化が図れた。【生活福祉課】

東京都と連携し取組を進め、日医大多摩永山病院の建替えに向けた協議の再開にすることができた。【健康推進課】

新規事業として「妊婦パートナー歯科検診」等を実施するとともに、多摩歯科医会や練ロツテと連携し、歯科口腔保健に係る周知啓発を行った。また、新型インフルエンザ等対策行動計画については、令和8年度策定に向け素案を作成し、パブリックコメントを実施した。【健康推進課】

SNSをはじめ、TAMAるんるん♪などを通じて、受診を促すための周知を行ったが、健診受診率の向上には至らなかったことから、引き続き、継続課題として受診率向上に向けた取組を検討する。また、診療レセプト等から健康課題の分析を行う「多摩市健幸プロジェクト」の研究成果を、市民向けの健康講座を通じ、健診の必要性等に関する周知を行った。後期高齢者医療保険では、関係部署と連携して、フレイルリスクの高い方を対象に、歯科衛生士や管理栄養士などの専門職による「出張健康講座」を通じて、健康に関する情報提供を行った。【保険年金課】

フレイル予防の一環として、社会参加促進のため「高齢者スマートフォン購入費助成事業」を実施した。認知症の人の社会参加を推進するため、地域へ働きかけ普及啓発を行った。関係者からも意見聴取し、高齢者実態調査を実施した。【高齢支援課】

稼働を開始した認定調査システムを活用して認定調査と審査会の効率化と経費の削減を図り、オンライン審査会を試験的に実施した。電子申請の導入に向けて調査検討を進め、被保険者証の再交付、過誤申立て、住宅改修の助成利用の各申請についてオンライン化を図るとともに、事業者の電子申請準備を支援した。【介護保険課】

差別解消、共生社会の実現のための取組として、事業者による合理的配慮を進めるための助成金の交付や多摩市みんなの美術作品展の開催等を行った。また、多摩市手話言語条例に基づき、条例に関するリーフレットの作成・配布を行ったほか、関係団体と連携し啓発用動画を作成した。今後これらを活用した周知・啓発を進める。【障害福祉課】

定期巡回相談については、令和7年度は令和5年度に比べ、令和6年度と同様、約6割増の実施ができたため、地域における発達障害への理解促進や関係機関とのネットワーク強化を着実に進められた。また、児童発達支援センター設置に向けた検討については、令和7年度中に計画していた準備が予定どおりに行えたため、令和9年度の設置に向け、引き続き取組を推進する。【発達支援担当】

都市整備部の目標

都市計画課 道路交通課

令和8年度

部の目標

令和7年3月に改定した「多摩市都市計画マスタープラン（多摩市都市計画に関する基本的な方針）」に基づき、市民・事業者との協働により、多様なにぎわいとみどりを育み、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めることを部の目標とする。

- ・にぎわいとやすらぎが調和したまち並みの構築
- ・だれもが行きたい所に、行きたい時に行ける移動環境の構築
- ・水とみどりの保全・整備を推進
- ・自然災害に強く、かつ、脱炭素型、バリアフリーなまちの構築
- ・良好な住宅地、良好な景観の構築

部の取組方針

職員一人一人が、誰からも信頼される「都市整備部」となるため、以下の項目を常にこころがけ業務に取り組む。

- ・仕事の「根拠」を改めて確認するなど、コンプライアンスを高める。
- ・市民の要望・意見を丁寧に聴き取り、迅速に対応する。
- ・自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。
- ・広い視野で情報収集を心掛け、市民ニーズの変化や新しい手法等を的確に把握する。
- ・仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。

部の役割

- ①都市計画及び都市計画事業に関すること
- ②開発、整備及び区画整理に関すること
- ③住宅政策に関すること
- ④道路、河川及び土木に関すること
- ⑤交通対策に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

ウォーカブル推進都市の具体化に向け、居心地が良く歩きたくなるまちなかと、健康的な生活を楽しめる都市環境を整える。そのために、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画の「優先的に整備していく路線」の無電柱化を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図れる環境づくりや、出歩きたくなる歩行空間の整備に向けた取組を進める。

具体的取組

「多摩市都市計画マスタープラン」に基づき、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めるとともに、市内の都市拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター駅周辺地区、永山駅周辺地区については、東京都が進める「多摩のまちづくり戦略」等の動向に合わせ、市の拠点地区活性化推進会議を活用しながら、将来像を検討し、まちの価値の探求を進める。また、全ての市民が安全安心かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、持続可能な地域社会の実現を目指すため、年度末までに「立地適正化計画」を策定する。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

多摩市街づくり条例で規定された開発事業において、開発事業者に対して必要な助言及び指導を行うなど、条例に定める市の役割と責務を着実に遂行する。また、市役所新庁舎建設に伴う面的整備に積極的に関わることで、「誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくり」に寄与する。【街づくり担当】

「諏訪・永山まちづくり」について、オープンハウス等を開催して、公的賃貸住宅団地再生事業や尾根幹線本線整備等のニュータウン再生に関する取組を示すとともに、にぎわいの拠点である永山駅周辺、特に近隣センター及び尾根幹線沿道の土地利用について市民ニーズを把握し、地権者等と連携しながら具体化に向けた検討を進める。【ニュータウン再生担当】

良質な住宅ストックを将来にわたり確保するため、住宅の適正な管理を推進するとともに、耐震化や省エネ化等に資する大規模改修や建替え事業について、所有者や管理組合の取組を支援する。また、木造住宅については、耐震改修補助制度を拡充し耐震化を促進する。あわせて、多摩市が「選ばれるまち」であり続けるため、たまごもフェス等の庁内イベントや関係機関と連携しながら、本市の住宅の魅力発信に努める。さらに、令和7年度から改定作業を進めている「第四次住宅マスタープラン」については、「空家等対策計画」「マンション管理適正化推進計画」「耐震改修促進計画」の3つの個別計画と一体的に年度末までに策定する。【住宅担当】

道路と公園の維持管理業務への包括的民間委託導入に向け、令和7年度の検討結果をもとに、より多摩市に適した事業スキームを要求水準や公募資料として具体化し、発注に向けた準備を整える。【道路整備保全担当】

多摩市の観光名所である乞田川のサクラ並木を次世代へ継承するため、若木への更新方法や植栽環境の改善等を内容とする「サクラの更新計画」を策定し、景観を維持しながら計画的にサクラの植え替えや歩きたくなる遊歩道整備を進めていく。また、中東情勢等による資材高騰などの状況変化にも適時適切に対応し、道路の安全・安心を最優先に維持管理を行う。【道路整備保全担当】

「多摩市交通マスタープラン」に基づく8つの事業を着実に推進する。特に、深刻な乗務員不足を解決するための担い手確保や乗務員が働きやすい環境の整備、移動手段同士の連携強化のためのモビリティハブの整備を推進する。乗務員不足の解決策として、令和7年度に引き続き、国及び都の補助金を獲得し、自動運転バスの実証運行を継続実施するよう取組を進める。また、国及び都が策定する新たな交通安全計画の内容等を踏まえ、第12次多摩市交通安全計画の策定に取り組む。【道路交通課】

部の目標

令和7年3月に改定した「多摩市都市計画マスタープラン（多摩市都市計画に関する基本的な方針）」に基づき、市民・事業者との協働により、多様なにぎわいとみどりを育み、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めることを部の目標とする。

- ・にぎわいとやすらぎが調和したまち並みの構築
- ・だれもが行きたい所に、行きたい時に行ける移動環境の構築
- ・水とみどりの保全・整備を推進
- ・自然災害に強く、かつ、脱炭素型、バリアフリーなまちの構築
- ・良好な住宅地、良好な景観の構築

「健康まちづくりにおける部の役割」

都市環境・交通環境の基盤整備を通して、ウォークアブル推進都市を具体化し、居心地が良く歩きたくなるまちなかど、健康的な生活を享受できる都市環境を整える。そのために、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画に基づく優先的に整備を進める路線の無電柱化を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図れる環境や、歩きたくなる歩行空間の整備に向けた取組を進める。

具体的な取組

「多摩市都市計画マスタープラン」に基づき、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めるとともに、市内の都市拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター駅周辺地区、永山駅周辺地区については、東京都の進める「多摩のまちづくり戦略」等の動向に合わせて、市の拠点地区活性化推進会議を活用しながら、将来像を検討し、まちの価値の探求を進める。また、全ての市民が安全安心かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりに取り組みむとともに、持続可能な地域社会の実現を目指すため「立地適正化計画」の策定を進める。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

多摩市街づくり条例で規定された開発事業において、開発事業者に対して必要な助言及び指導を行うなど、条例に定める市の役割と責務を着実に遂行する。また、公共施設整備にあたって面整備手法の導入可能性検討などに積極的に関わることで、「誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくり」に寄与する。【街づくり担当】

「愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画」の「公園・遊歩道活用プロジェクト」について、貝取・豊ヶ丘近隣センター付近をチャレンジエリアに設定する。地域で活動する民間事業者等と意見交換しながら、遊歩道や公園を活用した空間づくりの実証実験を行い、課題や効果などを検証する。【ニュータウン再生担当】

多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住宅ストックを長期にわたって確保するため、適正な管理を推進するとともに、耐震化や省エネ化等の大規模改修及び建替え事業における準備・検討・計画・実施の各段階に応じた支援制度を周知し、利用を促進することで、住宅ストックの所有者や管理組合の取組を支援する。また人口減少社会を見据え「第四次住宅マスタープラン」の策定を進める。【住宅担当】

道路と公園の街路樹管理を中心に清掃や補修などの維持管理業務について、民間活力を活用したアウトソーシングの可能性を検討し、導入に向けた基本方針を策定する。【道路交通課】

無電柱化工事、橋梁の耐震補強設計・補修工事、舗装打換工事、道路改良工事をそれぞれの計画に基づいて進め、通行の安全確保や利用し易い道路環境への改良・整備を推進する。【道路交通課】

意見交換会や市民・利用者アンケート調査、統計データ等を踏まえ地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通会議での議論を経て「次期多摩市交通マスタープラン」を策定する。あわせて、多摩市ミニバスの今後の運行体制について整理検討を進める。【交通対策担当】

部の取組方針

職員一人一人が、誰からも信頼される「都市整備部」となるため、以下の項目を常にこころがけ業務に取り組み。

- ・仕事の「根拠」を改めて確認するなど、コンプライアンスを高める。
- ・市民の要望・意見は丁寧に聴き取り、対応は迅速に行う。
- ・自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。
- ・広い視野で情報収集を心掛け、市民ニーズの変化や新しい手法等を的確に把握する。
- ・仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。

（成果）

居心地がよく歩きたくなる歩行空間の整備の取組として、第3期多摩センター駅周辺都市再生整備計画に基づく社会実験及び沿道空間活用の検討を実施した。また、明神橋通りの一部区間の無電柱化工事を進め、歩行空間の改善に取り組みした（事業継続中）。さらに、レンガ坂では自転車中央寄りの徐行とする暫定運用を行ったことにより、歩行者や自転車の安全性・快適性が向上し、にぎやかな道路空間を創出することができた。

（成果）

「多摩市都市計画マスタープラン」の進行管理に掲げた主な施策では、南野二丁目地区地区計画を変更するとともに、南多摩尾根幹線沿道の有効活用について多摩市ニュータウン再生推進会議等で検討を進めた。また、市内の都市拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター駅周辺地区、永山駅周辺地区については、拠点地区活性化推進会議において、将来像の検討等を進めた。「立地適正化計画」の策定については、令和8年度末の策定を目指し、計画骨子を取りまとめ、オープンハウスを実施した。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

多摩市街づくり条例で規定された開発事業の届出12件について、開発事業者に対し必要な助言及び指導を行い、条例に定める市の役割と責務を着実に遂行した。また、市役所新庁舎建設に伴う面整備手法の導入については、総務契約課、道路交通課、公園緑地課と連携し東京都との調整を進めるなど、可能性の検討に積極的に関わり「誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくり」に寄与した。【街づくり担当】

ランタンフェスティバル2025にあわせ、歩行者（屋外）空間において、滞留（休憩）空間やマルシェ、子どものお絵かき・遊びコーナーなどを配置し、新たな活用ニーズに関する社会実験を実施した。アンケート結果等から、多様な世代から好意的な評価が得られ、活用手の育成やにぎわい創出、地域がゆるやかにつながるきっかけの場として、遊歩道を活用することの有効性を確認することができた。【ニュータウン再生担当】

木造住宅の耐震化については、予定件数を上回る無料耐震診断を実施し、耐震改修が必要な住宅の把握につなげることができた。分譲マンションについては、セミナーの開催や住宅アドバイザーの派遣等により管理組合の取組を支援するとともに、優良建築物等整備事業を活用した長寿命化に資する大規模改修事業が進捗し、良質な住宅ストックの確保に寄与した。さらに、市内の空家・空室の減少状況を公表・PRすることで、多摩市の住宅ストックやまちの魅力の再評価にもつなげた。【住宅担当】

道路と公園の維持管理業務を対象として、現状・課題の整理や民間事業者へのサウンディング調査、VFMの試算などを行い、効果的な事業スキームを検討した。検討を踏まえ、対象業務やエリアなど、導入に向けた基本的な方針を決定した。【道路交通課】

安全で快適な道路環境を整備するため、明神橋通りの一部区間の無電柱化工事、貝取第5公園東側ベテ橋の耐震補強設計、明神橋や釜沼橋の補修設計、ふんすい橋の補修工事、諏訪南通り一部区間の舗装打換工事を進めた。また、多摩センター駅付近では視覚障がい者誘導用プレートを設置するとともにベンチの新設及び改修を進めた。【道路交通課】

2年間の地域公共交通会議での議論を経て、目指す将来像や課題を解決するための8つの事業等を内容とする「多摩市交通マスタープラン」を策定した。プランでは、深刻な乗務員不足への対応や移動手段同士の連携強化、ミニバスの再編等を重点的に取り組むこととした。なお、ミニバスについては交通ネットワークの維持を目的に令和8年4月から再編することとした。【交通対策担当】

環境部の目標

環境政策課 公園緑地課
資源循環推進課 資源化センター

部の役割

- ①環境の保全、回復及び創出に関すること
- ②公園及び緑化に関すること
- ③廃棄物の処理、減量及び再利用に関すること

令和8年度

部の目標

都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なより良い状態で次世代に引継ぐために「気候非常事態宣言」に掲げる地球温暖化防止に向けた脱炭素社会実現のための取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色のある公園づくりを市民協働で進めていく。また、「4R+リニューアブル」の推進により、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築していくことを部の目標とする。

部の取組方針

常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により各施策を推進する。

- ◆現場に出る、傾聴するを大切に、市民ニーズを的確につかむ。
- ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る。
- ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場風土を醸成する。
- ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協働体制を構築する。
- ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る。
- ◆社会情勢の変化等には、柔軟な対応と備えに十分留意する。

健幸まちづくりにおける部の役割

本市で例年実施している「多摩市身のまわりの環境地図作品展」は、市内の小中学生が生活環境を調査・地図化し、環境やまちづくりへの理解を深める取組であり、優秀賞の一つに「健幸まちづくり賞」を設けている。令和8年度は、作品展全体のテーマに「健幸まちづくり」を含め、その理解の深化と将来の担い手の裾野拡大を図る。

具体的な取組

- 1 「ネイチャーポジティブ」の普及と暮らしの中でも生物多様性の保全を身近に感じ意識した生活を考えてもらうきっかけの場として(仮称)生物多様性フェスティバルを開催する。すでに実践を始めているフィールドの紹介や講演会、ワークショップ等を年間通して行う。【環境政策課】

- 2 低濃度PCB含有廃棄物の処分は令和9年3月までが期限となっている。公共施設で保有する機器を令和8年度中に適正に処分していくため、環境政策課が各課の契約や現場からの搬出、処理場への搬入等を支援し、期限までに処分を行う。【環境政策課】

- 3 多摩市重点対策加速化事業について、公共施設への太陽光発電設備の設置を行う。また、市民・事業者向け補助の利用拡大を図るため、市民向け補助条件の緩和について啓発を行う。【地球温暖化対策担当】

- 4 創エネ・省エネ補助事業の申請数増加へ対応し、次年度の補助制度の見直しを進めるとともに市民負担軽減と設置数増加を図る。また、分譲集合住宅共用部LED化補助は利用者の拡大を見込み予算を倍増した。子どもみらい会議での提案も受け、利用者への周知を図り更なる利用者の拡大を目指す。【地球温暖化対策担当】

- 5 「(仮称)連光寺6丁目農業公園」の整備工事(2か年のうちの1年目)を実施する。また、サウンディング調査を行いながら指定管理者制度による運営スキームを固め、公募を実施し、指定管理候補者を決定する。【公園緑地課】

- 6 一本杉公園改修にあたり、民間活力導入可能性調査を行い、改修後の運営も含めて、事業手法の方向性を決定する。【公園緑地課】

- 7 令和7年度に引き続き難再生古紙の拠点回収を進めるとともに、資源化センターで作られる土壌改良材のグリーンライブセンターでの市民配布、大谷戸公園キャンプ練習場での薪の活用を進め、資源循環の取組を更に推進する。【資源循環推進課】

- 8 リユース食器を更新し更なる利用促進を図るとともに、市民団体と連携して小学校への環境出前事業やダンボールコンポストの普及啓発を行い、だれもができる「エコ活動」を推進する。【資源循環推進課】

部の目標

都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なより良い状態で次世代に引き継ぐために「気候非常事態宣言」に掲げる地球温暖化対策等の取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色のある公園づくりを市民協働で進めていく。また、「14R+リニューアブル」の推進により、ごみの減量化と資源化を更に促進させていくことを部の目標とする。

「健康まちづくりにおける部の役割」

本市の魅力の1つである「公園・みどり」の特色づくりや価値向上に向けて、「ウォークアブル推進都市」や「健康まちづくり」の視点を踏まえ、楽しみながら健康的な生活を実感できる環境づくりを進める。そのために、多摩中央公園や多摩東公園、せいせきカワマチエリア、(仮称)連光寺6丁目農業公園において、居心地がよく、訪れたいくなる憩いの場の創造、回遊性の高いまちづくりを公民連携により市民・民間事業者とともに推進する。

具体的な取組

1 3年目となる気候市民会議では、第3次多摩市みどりと環境基本計画の1年目の評価を行うとともに、計画の「取組項目」の中から自ら取り組むものを参加者主体で選び、その実行の形も考えることとし、気候変動対策に向けた行動アクションをまちや社会に実現・表現する「自考自行」のしくみを構築する。【環境政策課】

2 令和6年度に結成した「生きもの調査隊」によって投稿された生きもの情報を基に、図鑑的要素を取り入れた電子版リーフレットを作成する。また、取組成果を分かりやすくパネル化し、調査で見つけた生きものとあわせて東庁舎等で展示することで、市民の身近な自然環境への関心を高める。【環境政策課】

3 国の交付金事業である、多摩市重点対策加速化事業について、令和7年度より事業計画に示した全ての補助事業を開始する。新規補助メニューの情報発信に努めるとともに、特に初めて対象となる事業者向け補助について、商工会議所等民間事業者と協力して市内周知を図る。【地球温暖化対策担当】

4 創エネ・省エネ補助事業について、東京都の太陽光発電設備設置義務化開始に伴う申請数増加に対応するため、一部の補助制度を見直しつつ市民負担の軽減と設置数の増加を図る。また、2027年の蛍光灯の製造輸出入の禁止を受け、分譲集合住宅共用部のLED化の補助制度を新設する。【地球温暖化対策担当】

5 「(仮称)連光寺6丁目農業公園」の整備に向けて、過年度の基本設計を踏まえて実施設計を行い、整備内容を固める。また、令和4年度から続けている試験事業の結果を検証・分析し、サウンディング調査により民間事業者等の意向や事業実施可能性を探りながら、農業公園の運営方式を決定する。【公園緑地課】

6 誰もが楽しめるインクルーシブ広場を大谷戸公園へ整備する。過年度に行った地域の小学校や特別支援学校、保護者の皆さんとの意見交換を踏まえ決定した遊具を設置するとともに、広場に立てる案内看板のイラストを作成するなど、引き続き、地域と連携しながら整備を進める。【公園緑地課】

7 令和5年度から開始したペットボトルの水平リサイクルを継続し、資源循環とCo2排出削減を推進する。また、5月から廃食油と難再生古紙の拠点回収の実証実験を開始し、更なる資源循環の取組を進めるとともに民間事業者と連携した啓発を行う。【資源循環推進課】

8 令和6年度に引き続き、食べきり協力店やエコショップと連携した食品ロス削減やプラスチック削減等の啓発、著名な講師による小中学校への出前型環境講演会を行い、児童・生徒を通じて、学校、家庭、地域において、ごみ減量・資源循環を自分事として捉えてもらうよう啓発を進める。【資源循環推進課】

部の取組方針

常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により各施策を推進する。

- ◆現場に出る、傾聴するを大切に、市民ニーズを的確につかむ。
- ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る。
- ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場風土を醸成する。
- ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協力体制を構築する。
- ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る。

(成果)

多摩中央公園・多摩東公園では、指定管理者制度により民間のノウハウ・アイデアを生かした事業展開により魅力ある公園づくりに取り組むことができた。また、せいせきカワマチでは広場の特性を生かし、公園とは違った自由な事業展開が行われ、(仮称)連光寺6丁目農業公園では農の特性を生かした体験事業が実施された。いずれも行政ではできない事業展開や施設運営を実現しており、公民連携の効果を最大限発揮することができた。

(成果)

第1回で令和6年度の市の取組結果を中心に評価を行い、「着眼点3地域の資源を生かし、持続可能な資源利用を実現するまちづくり」が現時点で力を入れていくべき取組として選ばれた。第2回、3回は、このテーマで「いま自分ができること」を考えるとともに無関心層に広める工夫を話し合い、その成果を多摩エコ・フェスタ2026で発表した。【環境政策課】

「生きもの調査隊」により、およそ10万件の投稿が集まり、約2千種が公式にinaturalistに登録された。その情報を基に「多摩市生きもの調査レポート」(電子版リーフレット)を作成した。また、市民に豊かな自然環境の存在を知ってもらうため、取組成果をパネルにするとともに、主に大栗川に生息している魚を東庁舎に展示し、来庁者に向けた啓発を行った。【環境政策課】

令和7年度より事業計画に示した全ての補助事業を開始し、対象者への周知だけでなく商工会議所や施工業者へも周知を図ったが補助条件が厳しく申請数は見込みより少ない結果となった。そのため国と調整を行い、市民向け補助については、次年度から補助条件緩和の了承を得た。【地球温暖化対策担当】

創エネ・省エネ補助事業については申請者が倍増し、2月中旬に予算額に達し申請受付を終了した。また、分譲集合住宅共用部のLED化補助制度を新設し、管理組合への周知とアンケートを実施した結果、7月下旬に予算額に達し申請受付を終了した。【地球温暖化対策担当】

実施設計については、各種法令等に基づく手続きを進め、設置する工作物や施設などの構造や、各工種の数量など、整備内容の詳細を固めた。公園の管理・運営については、農産物の活用や農体験事業等での自主事業収入を可能とする指定管理者制度の導入を目指していくことを決定した。【公園緑地課】

計6種類7基のインクルーシブ遊具を設置するとともに、ゴムチップ舗装、バリアフリー園路の整備も行った。案内看板は、子どもたちに愛着を持ってもらえるよう、イラストを子どもたちから募集し、これをもとにしたデザインで作成した。【公園緑地課】

ペットボトルの水平リサイクルを引き続き継続した。また廃食油の拠点回収は10月末までの回収期間で385ℓの回収を行い、難再生古紙については2月末日現在で、市民持ち込み約47.6kg、資源化センターでの手選別分4,540kgをリサイクル業者に引き渡しを行った。【資源循環推進課】

著名な講師による環境出前事業を市内小中学校3校で実施し、多くの児童・生徒や保護者、学校関係者に環境問題を自分事として考えてもらう機会を提供した。その他、食品メーカーと共同で作成したエコレシビをスーパー等で掲示したり、KaoFES、たまかんフェスタ、エコフェスタで食品ロス削減に係る啓発や食べきり協力の紹介、ごみ分別クイズなど様々な世代を対象とした啓発を進めた。【資源循環推進課】

会計課の目標

令和8年度

課の目標

公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用する。決算を調製し市長に提出することを課の目標とする。

課の取組方針

- ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上
- ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用
- ◆決算認定に向けた計画的な事務執行

令和7年度

課の目標

公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用する。決算を調製し市長に提出することを課の目標とする。

具体的な取組

- 1 全庁的な会計事務処理能力向上や事務ミス減少のため、全庁向けに実務研修の実施や会計事務に係る定期的な情報発信を行う。
基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に
2 関する情報を入手・分析し、資金の残高状況を踏まえて適切に債券運用等を行うことで、前年度以上の運用益を確保する。
- 3 議会の決算認定に向け、具体的なスケジュールや実施内容を関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。
- 4 指定金融機関等の金融機関の状況変化を踏まえ、継続的かつ安定的に本市の公金収納及び支払業務が行われるよう必要な取組の検討及び見直しを行う。

課の役割

①現金の出納及び保管を行うこと ②小切手を振り出すこと ③有価証券の出納及び保管を行うこと ④現金及び財産の記録管理を行うこと ⑤支出負担行為に関する確認を行うこと ⑥決算を調製し、これを市長に提出すること ⑦その他法令に特別の定めがあるものを除き、会計管理者が行う会計管理の権限に属する事務の補助を行うこと

具体的な取組

- 1 全庁的な会計事務処理能力向上や事務ミス減少のため、全庁向けに実務研修の実施や会計事務に係る定期的な情報発信を行う。
基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に
2 関する情報を入手・分析し、資金の残高状況を踏まえて適切に債券運用等を行うことで、前年度以上の運用益を確保する。
- 3 議会の決算認定に向け、具体的なスケジュールや実施内容を関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。
- 4 指定金融機関等の金融機関の状況変化を踏まえ、継続的かつ安定的に本市の公金収納及び支払業務が行われるよう必要な取組の検討及び見直しを行う。

課の取組方針

- ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上
- ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用
- ◆決算認定に向けた計画的な事務執行

(成果)

「会計事務の手引き」の更新に向けた準備作業を行い、階層別研修を実施したほか、経理係ミニ研修も実施した。また、庁内掲示板にて都度、事務ミス減少に向けた注意喚起のメッセージを掲載するなど、職員向けに定期的な情報発信を行った。

金融機関の担当者等と情報交換を行い、起債情報、市場や債券金利動向などの情報を入手・分析しながら、より収益が見込めるタイミングで債券購入等を行い、前年度175% (27,172千円) 増の63,334千円の運用益を確保した。

決算調製の事務処理手順や工程表を作成、関係課と共有することで期限までに適切に事務を執行した。また、各課の予算執行状況を適宜確認し、個別調整を行うことで、期限までに決算の調製を行うことができた。

金融機関等を取り巻く状況を踏まえつつ、公金収納業務を安定的に継続するため、指定金融機関や収納代理金融機関と令和8年度以降の費用負担や業務の効率化に係る調整等を行った。

下水道部 の目標

下水道課

令和8年度

部の目標

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健康に暮らし続けられる豊かなまちを次代へ継承していくことを部の目標とする。

部の取組方針

- 1、下水道施設の適切な機能を継続的に確保することにより、快適な生活を未来につなげ、自然と共生した環境保全に取り組む。
- 2、地震・浸水などの災害に強い下水道施設の整備を通じて、市民の生命と財産を守るためのまちづくりに取り組む。
- 3、下水道施設の適正管理の継続と、財政見直しにもとづいた下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。

部の役割

- ①公共下水道事業の計画及び認可に関すること
- ②下水道事業の予算の編成、執行管理及び決算に関すること
- ③公共下水道施設の維持管理に関すること
- ④下水道への排水に関すること

健康まちづくりにおける部の役割

市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を持続させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業について、ウォークアブル推進都市への取組として活用を継続する。

具体的な取組

1 工事及び委託案件については、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めるとともに、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。また、全国特別重点調査の結果で判明した緊急度Ⅱ（中度）の雨水管路について補修工事を行い、劣化の防止と安全性の確保を早期に行う。

2 排水設備や特定施設・除外施設について、法令等に基づいた指導、現地立会検査などにより誤接続や水質事故等の防止を図る。排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、グリーンライブセンターでの啓発パネルなどの展示やマンホールカードの配布などを通して下水道事業の啓発活動に取り組む。

3 令和7年度に策定した「多摩市雨水対策方針」の取組について、令和8年度と9年度の2か年でアクションプラン策定に取り組む。令和8年度は浸水シミュレーションを実施し、浸水を防除するために必要な施設整備の検討の基とする。庁内の検討委員会においては、下水道整備、流域対策やその一つの手法としてグリーンインフラの整備、いのちを守るためのソフト対策などの全般的な協議を進め、アクションプランの策定に向けた資料収集等を行う。

4 雨天時浸入水対策として、過年度に実施した調査で判明した市管理施設の雨水が浸入する外流しに対して改善対策を促進するとともに、市民向けにグリーンライブセンターにて啓発展示等を行う。

5 所有資金を活用し、市場金利等の動向や公金管理運用委員会等で他部局の動向を参考にしながら、資金運用収益の増額を図る。定期預金での運用の他、債権などの運用も視野に資金運用の手法を検討していく。

6 令和7年度に改定した多摩市下水道事業経営戦略に基づき、近年の物価高騰や流域下水道への負担金等を注視し、経営分析を行う。

7 災害時においても衛生的な生活環境の維持をするため、必要な下水道施設の設置や耐震化等に引き続き取り組む。社会情勢の変化による資材不足について、緊急対応に必要な資材のうち入手が困難な材料の確保に努める。

部の目標

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健康に暮らし続けられる豊かなまちの次代への継承を部の目標とする。

「健康まちづくりにおける部の役割」

市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を持続させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業について、ウォークアブル推進都市への活用を継続する。

具体的な取組

1 上位計画である東京都の多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の変更内容を反映した法定計画である多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行う。

2 予算化された工事及び委託案件について、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めるとともに、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。

3 排水設備や特定施設・除外施設について、法令等に基づいた指導、現地立会い検査などにより誤接続や水質事故等の防止を図る。排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、グリーンライブセンターでの啓発パネルなどの展示やマンホールカードの配布などを通して下水道事業の啓発活動に取り組む。

4 令和5～7年度の3ヶ年で進めている市独自の治水対策方針策定の取組について、令和7年度は、庁内の検討委員会において下水道整備、流域対策、ソフト対策などの全般的な協議を進め、多摩市総合治水対策方針を策定する。

5 雨天時浸入水対策として、過年度に実施した調査で判明した市管理施設の雨水が浸入する外流しに対して改善対策を促進するとともに、市民向けにグリーンライブセンターにて啓発展示等を行う。

6 所有資金を有効活用し、市場金利等の動向も考慮したうえで、資金運用収益の増額を図る。

7 令和6年度までの決算等の実績を踏まえて経営分析を行い、多摩市下水道事業経営戦略の改定を行う。

8 災害時においても衛生的な生活環境の維持をするため、必要な下水道施設の設置や耐震化等に引き続き取り組む。

部の取組方針

- 1、下水道施設の継続的な機能確保により快適な生活を未来につなげ、自然と共生し、環境保全に取り組む。
- 2、地震・浸水などの災害に強いまちづくりにより、市民の生命と財産を守るための事業に取り組む。
- 3、下水道の適正管理と財政見直しにもとづく、下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。
- 4、下水道施設の劣化や損傷による事故を未然に防ぐため、第三者への影響が大きい管渠の点検・調査を行う。

(成果)

良質な下水道サービスの提供を継続するとともに、マンホールカードを市内4箇所ですべて配布することで、出歩きや市内回遊を促進した。(令和7年度配布枚数19,722枚) また、令和7年度からグリーンライブセンターでの啓発パネルの展示を行い、出歩きや市内回遊を推進させた。

(成果)

多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行い、東京都に提出のうえ、告示を行った。今後は本計画に基づき事業計画等を策定し、補助金などの確保や適切な維持管理に貢献する礎となる。

令和7年度に予定していた工事及び委託については、適正な工期を確保し計画的に発注を行い、年度内に完了した。また、主要な下水道管路で行った全国特別重点調査の結果、下水道管路の強度などの安全性が改めて確認され、道路陥没につながる空洞なども発見されなかった。

212件の排水設備の届け出を受理し、現地立ち合い検査等を実施して適切な排水設備が設置されたことを確認した。また、関係機関との連携により、水質事故の防止に取り組んだ結果、大きな事故の発生はなかった。下水道事業の啓発については、グリーンライブセンターでの啓発パネル展示を行った。

多摩市雨水対策方針と名称を改め、検討委員会で作成した素案をもとに庁内稟議、パブリックコメント、議会報告を経て原案決定を行い、令和7年度末に公表した。

過年度に市管理施設の外流しの現地調査を行い、雨水が浸入する箇所を特定し、改善対策を促してきた。令和7年度は浸入水による管渠の溢水等は発生しなかったが、大雨が予測された際には関係施設の所管に対策を促した。

より利率の高い定期預金への新規預入れを行い、運用収益の増額を実現した。また、中期的な運用可能額の試算等を通して、さらなる増収に向けた方策について検討を行った。

改定のポイントとして、近年の急激な物価高騰やその影響による流域下水道維持管理負担金の増額などが今後の経営に影響を及ぼすことが懸念されたが、当面は赤字に陥ることなく従来の経営を継続できることの確認が行えた。

上下水道耐震化計画の具体化に向けた受託予定企業との調整を行うとともに、耐水化計画に基づき下水道施設の浸水防除に係る資器材等の検討を行い、令和8年度予算に計上した。

教育部の目標
 教育振興課 公民館 図書館
 学校支援課 学校給食センター 教育指導課 教育センター

部の役割

①教育委員会の会議に関すること ②職員の人事に関すること ③教育予算の総括に関すること ④公立の小学校及び中学校の設置、管理及び廃止に関すること ⑤学校教育の指導に関すること ⑥学校給食に関すること ⑦社会教育及び社会教育施設に関すること ⑧文化財の保護に関すること

令和8年度

部の目標

多摩市教育委員会の目標である、
 (1) 子どもたちの生きる力の育成
 (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
 (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援
 を達成するために、第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）に掲げる取り組みを確実に推進する。

部の取組方針

- (1) 「根拠」と「分析」に基づく業務遂行
- (2) 常に先を見通して、スピード感をもって実行
- (3) 人を大切に支え合う組織風土の更なる醸成

健康まちづくりにおける部の役割

持続可能な社会の創り手である児童・生徒一人ひとりの生きる力を育み、誰一人取り残されることなく活躍できるよう取組を進めるとともに、持続可能な社会の実現のための市民の学びの場と機会を確保する。

そのために、今後のより良い教育環境実現のための検討を引き続き行うとともに、学校給食センター建替整備や小学校体育館への空調整備、学びの多様化学校開設準備等に取り組む。

具体的な取組

1 激しい社会情勢の変化の中でも、着実に大松台小学校（2年目）の大規模改修工事を実施するとともに、9月末までに小学校体育館へ空調設備を設置する。また、引き続き多摩第三小学校用地拡張に向け、合意形成が図れるよう、複数の土地所有者、建物所有者、借家人等と交渉を行う。
 【教育振興課】

2 社会教育の推進のため、学校開放施設や文化財施設、ハケ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また、国登録有形文化財の利活用検討を進めるとともに、ハケ岳少年自然の家の料金改定など運営の見直しを行っていく。
 【社会教育・文化財担当】

3 児童・生徒にとってのより良い教育環境の整備を図るため、学校再編を含めた大きな考え方（基本方針）を策定する。また、学務システムの標準化の移行に向けて、令和10年1月の稼働を目指し準備をする。
 【学校支援課】

4 一人1台端末を活用した探究的な学びを推進する。また、多摩市いじめ防止基本方針（改定版）に則ったいじめの重大化を防ぐ対応を進める。不登校対策においては、不登校総合対策を踏まえ、未然防止に重点を置いた対応及び学びの多様化学校の開設準備を進める。部活動改革では、学校部活動の休日における地域展開の試行について、協議会等の機会を通じて、ガイドライン（市）の策定や試行拡大等に取り組む。学校教育の枠を超えた多層的な学びを保障する「たまなびパスポート」を導入する。
 【教育指導課】

5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とし、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進する。教育環境整備のため、引き続きICT機器更新、学校ネットワーク高速化に取り組み、校務支援システムの活用支援により教員の負担軽減を図る。また、学びの多様化学校の令和9年4月開設に向けた準備を行う。
 【教育協働担当】

6 第三次多摩市特別支援教育推進計画の施行に伴い、学校との連携をさらに強化し、施策の取組を進める。発達・教育相談システムの運用を開始し、相談員間での情報連携の充実を図り、適切な援助・支援計画が遂行できるようにする。学びの多様化学校開設に伴う複合教育施設の改修工事が安全に進められるよう施設管理部門として調整を行う。
 【教育センター】

7 熱中症対策を進めるとともに、老朽化した給食センターであっても、適切な維持管理を行いながら、安全・安心な学校給食の提供を継続し、学校訪問等を活用した栄養士による食育を推進する。あわせて、学校給食センター建替整備基本計画に基づき、建替整備を着実に推進する。また、国内外の多様な食文化への理解を促進するため、富士見町やアイスランドの文化、食材に着目した特別給食を提供する。
 【学校給食センター】

8 日野市との連携事業である「ひのたまULTIAプログラム」（2年目）を実施するとともに、令和9年度以降の事業展開について決定する。また、両館の改修工事に向けて関係課と合意形成を図りながら改修内容について検討する。
 【公民館】

9 第二次多摩市読書活動振興計画に基づき、基本的な図書館サービスを提供した上で、市民や学校、近隣施設、関係機関、庁内関係課などと連携して、読書活動の振興や図書館利用の促進を目的とした事業を実施する。また、豊ヶ丘複合施設の建替えについて具体的な検討を進めるとともに、施設改修の検討や東寺方・唐木田図書館の試行的な運営の検証に向けて取組を開始するなど、図書館運営やサービスの課題に対応していく。
 【図書館】

部の目標

多摩市教育委員会の目標である、
 (1) 子どもたちの生きる力の育成
 (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
 (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援
 を達成するために、第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）に掲げる取組を確実に推進することを部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

持続可能な社会の創り手である児童・生徒一人ひとりの生きる力を育み、誰一人取り残されることなく活躍できるよう取組を進めるとともに、持続可能な社会の実現のための市民の学びの場と機会を確保する。
 そのために、今後のより良い教育環境実現のための検討を行うとともに、学校給食センター建替えや学びの多様化学校設置に向けた準備、八ヶ岳少年自然の家の今後のあり方整理等を行う。

具体的な取組

1 鶴牧中学校（二年目）と大松台小学校（一年目）の大規模改修工事を着実に実施するとともに、小学校体育館へ空調設備設置に向けて道筋をつけ安全で安心な教育環境の整備を図る。また、引き続き多摩第三小学校用地拡張に向け、複数の地権者と交渉を行う。【教育振興課】

2 児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また鶴牧西公園内にある国登録有形文化財の保存活用計画の策定をするとともに、八ヶ岳少年自然の家の令和10年度以降のあり方についても行革本部会議等で議論を進め、方向性を確認する。【社会教育・文化財担当】

3 児童・生徒のより良い教育環境の実現のために、教育的視点と全市民的視点をもって適切な学校規模等の検討を開始する。また、令和8年4月の設置に向けて聖ヶ丘中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設準備を行う。【学校支援課】

4 どの児童・生徒も安心して学び生活できるよう、一人1台端末を活用した学びの推進、及びいじめの重大化や不登校の未然防止に向けた平時からの組織的な取組を推進する。部活動改革では、市長部局と連携し、休日等の地域クラブ活動を一部試行実施するとともに、協議会を通じたガイドライン策定に取り組む。【教育指導課】

5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とし、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進する。教育環境整備のため、一人1台の教育用端末の更新や学校ネットワーク高速化に取り組み、校務支援システムなどの活用支援により教員の負担軽減を図る。また、新たな居場所の確保のための学びの多様化学校の開設検討を進める。【教育協働担当】

6 第三次多摩市特別支援教育推進計画を決定し、広く市民や学校関係者へ向けての周知のためのシンポジウムを開催し、計画の骨子である合理的配慮への理解を広げていく。切れ目のない支援の充実に向け、引き続き教育と福祉の連携を強化し相談機関でのつなぎをスムーズに行う。不登校対策の取組としてのゆかり教室やVLP内コンテンツの充実を図る。【教育センター】

7 児童・生徒に寄り添った献立による給食提供、学校訪問等を活用した栄養士による指導・啓発を通じて食に関する興味関心を高め、食育の推進を図る。そのために衛生管理の徹底と安全安心な学校給食の提供に努めるとともに、あらたな学校給食センターの具体的な整備内容を盛り込んだ「学校給食センター建替基本計画」を策定する。【学校給食センター】

8 市民の地域活動や表現の場の拡充を目的として、諸室の貸出しや運用の見直しを行い、利用の拡大、向上を図る。また、地域で活動する市民や団体等と連携し学校生活に馴染めない子どもたちを対象とした事業「ひのたまULTIAプログラム」を日野市と共催で実施し、誰もが集い学べる場を創出する。【公民館】

9 「（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画」を策定し、市民の読書活動を振興するとともに図書館の運営やサービスなどの課題に対応していく。市民への情報提供、課題解決支援のため、電子書籍も含め計画的に資料収集・周知し、活用を進める。基本的な図書館サービスの提供を行った上で、市民や学校、近隣施設、関係機関、庁内関係課などと連携した講座、イベント、企画展示などを実施する。【図書館】

部の取組方針

1. 仕事の「根拠」をあらためて確認し、データに基づく「分析」を経て「今」を知り、
2. チーム内での十分な「対話」を経て、「創造力」をもって「2050年」のあるべき姿を想定し、
3. まず「第一歩」を踏み出し、「スピード感」を持って実行する。

（成果）

学校教育と社会教育の課題に一つ一つ解決を目指しながら進めている。学校給食センター建替整備基本計画を策定し、学びの多様化学校は、令和9年4月開校に向け、令和8年度当初予算にて、改修工事費用を予算化することができた。また、八ヶ岳少年自然の家は、必要な機能の維持補修を行い、今後10年間の運営継続を決定することができた。

（成果）

大規模改修工事は予定されている工事を完了することができた。小学校体育館空調機設置は、9月補正で予算化し、令和8年9月末までに設置することとなった。多摩第三小学校用地拡張は、各権利者に対し説明を行い、事業への理解は得ることができた。【教育振興課】

国登録有形文化財の保存活用計画は有識者会議やパブリックコメントを経て決定することができた。今後は具体的な利活用に向けての取組につなげていく。また、八ヶ岳少年自然の家は、補修工事を行い10年間の運営継続を決定した。【社会教育・文化財担当】

児童・生徒のより良い教育環境の実現のために、教育的視点と全市民的視点をもって適切な学校規模等の検討を開始した。また、聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を令和8年4月1日からの開設に向けて準備を行った。【学校支援課】

一人1台端末を活用した個別最適な学びや協働的な学びがより一層進んだ。重大事態への平時からの対応や発達支持的生徒指導の視点からいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの重大化を防ぐために令和8年3月に多摩市いじめ防止基本方針を改定することができた。また、不登校総合対策（第2次）に改定し、これまでの不登校対策を整理し、それぞれの対策が有機的につながるようにした。また、部活動改革では、ガイドラインを策定するとともに、令和7年12月より一部の部活動を試行実施を行うことができた。【教育指導課】

学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動実現のため、学校運営協議会や地域協働本部の運営支援を行った。文部科学省の第2期GIGAスクール構想に基づき、一人1台の教育用端末更新や学校ネットワークの増速を行った。教員の負担軽減では、採点システム導入を含めたアプリケーションの更新やICT支援員の派遣を継続して実施した。学びの多様化学校開設に向けては、主に地域住民への理解のための説明会や議会の報告を行った。【教育協働担当】

第三次多摩市特別支援教育推進計画を決定し、計画の周知及び計画内の施策の一つである「理解啓発の促進」の一環として、特別支援教育推進フォーラム「一人ひとりが”自分らしく成長できる”を支える」を実施した。不登校対策ではVLP内に新たなコンテンツを追加し、空間内の充実を図った。初回相談窓口についてもLogoフォームでの受付を開始し、ウェブでの申し込みが25%を超え、利便性の向上を図った。【教育センター】

児童・生徒に寄り添った献立による学校給食の提供を行うとともに、栄養士によるクラス訪問を282回実施し、食に関する指導・啓発を行った。衛生管理を徹底し、調理所の稼働日すべてにおいて、安全・安心な学校給食を安定的に提供した。あらたな学校給食センターの整備に向け、「学校給食センター建替基本計画」を策定した。【学校給食センター】

多様化する市民活動への対応、社会教育活動における発表の場の充実、施設の有効活用を目的として、個人利用者への貸出しや民間事業者への貸出し拡充を図った。また、日野市と連携し、地域で活動する方々の協力を得ながら学校生活になじめない子供たちを対象とした「ひのたまULTIAプログラム」を実施した。【公民館】

第二次多摩市読書活動振興計画を策定した。基本的な図書館サービスを行った上で、庁内関係課と連携した企画展示や、市民や学校、近隣施設などと連携して講座、イベントなどに取り組んだ。書店と連携した「本のまちプロジェクト」では読み聞かせや企画展示、クイズラリーのほか、書店利用券配布事業を実施した。また、関連部署と連携し多摩市図書館職員人財育成計画を策定した。【図書館】

監査委員事務局 の目標

局の役割

- ①監査委員の秘書交際に関すること
- ②監査、検査、審査等の実施並びに報告の送付及び公表に関すること
- ③都市監査委員会に関すること
- ④その他監査事務に関すること

令和8年度

局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

具体的な取組

市長から審査に付された決算書について、関係証拠書類等により計数を確認し、予算の執行と会計処理、基金の運用状況、財政の健全化判断比率等の審査を行い、監査委員の意見等を市長に提出する。

「令和8年度監査年間計画」に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて、第1回は環境部を対象に、第2回は都市整備部、下水道部を対象に定期監査（財務監査及び行政監査）を実施する。併せて財政援助団体等監査も実施する。

「令和8年度例月出納検査実施計画」に基づき、会計管理者が管理する一般会計、3特別会計及び12基金に係る現金出納、並びに地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。

「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

令和7年度

局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

具体的な取組

市長から審査に付された決算書について、関係証拠書類等により計数を確認し、予算の執行と会計処理、基金の運用状況、財政の健全化判断比率等の審査を行い、監査委員の意見等を市長に提出する。

「令和7年度監査年間計画」に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて、第1回は総務部、固定資産評価審査委員会を対象に、第2回は市民経済部、農業委員会を対象に定期監査（財務監査及び行政監査）を実施する。併せて財政援助団体等監査も実施する。

「令和7年度例月出納検査実施計画」に基づき、会計管理者が管理する一般会計、3特別会計及び12基金に係る現金出納、並びに地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。

「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

(成果)

市長から審査に付された令和6年度決算書について、関係証拠書類等により計数を確認するとともに、予算の執行と会計処理、各基金の運用状況、財政の健全化判断比率等を審査した。8月12日に講評を行い、監査委員の意見書を市長に提出した。

定期監査は、第1回は総務部、固定資産評価審査委員会を対象に、第2回は市民経済部、農業委員会を対象として実施した。監査終了後に、第1回は11月19日に、第2回は2月20日に講評を行い、それぞれ報告書を作成し、市長等へ提出した。

「令和7年度例月出納検査実施計画」に基づき、毎月末に、会計管理者が管理する一般会計及び3特別会計、12基金に係る出納検査と、地方公営企業法を適用している下水道事業会計の出納検査を実施し、検査結果の報告書を市長及び市議会議長へ提出した。

過去の監査等における指摘事項を正しく把握するとともに、事務執行におけるリスク等を勘案した上で、監査・審査を実施した。実施にあたっては、事実を正確に把握し、着眼点に沿って取り組むことにより、監査の質の向上に努めた。

選挙管理委員会事務局 の目標

局の役割

- ①公告式に関すること ②委員会の会議に関すること ③明るい選挙推進協議会及び明るい選挙推進委員会に関すること
- ④各種選挙に伴う啓発に関すること ⑤直接選挙に関すること ⑥各種選挙の管理執行に関すること ⑦選挙争訟に関すること
- ⑧政党及び政治活動に関すること ⑨その他選挙事務に関すること

令和8年度

局の目標

選挙が公正に行われ、より多くの有権者が投票に参加できるよう、各種法令に基づき適正に選挙事務を遂行すること及び各種選挙の啓発、主権者教育、投票支援等により、有権者の投票行動を促進することを局の目標とする。

局の取組方針

- ①公正かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を遂行する
- ②投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む
- ③将来にわたり継続的に適正な選挙事務を遂行できる体制を構築する

具体的な取組

- 1 令和8年4月12日執行の多摩市長選挙及び多摩市議会議員補欠選挙の事務を適正に遂行する。また、選挙結果に基づき、各種報告、公費負担請求手続等を所定期間内に行う。
- 2 令和9年4月30日任期満了に伴う多摩市議会議員選挙の準備事務に早期に着手し、選挙執行に備える。
- 3 選挙制度の周知や有権者への投票行動の喚起など、通常時・選挙時における啓発活動について、現行取組の継続・拡大に加え、より効果的及び新たな手法を検討、実行する。
- 4 人口の偏りが大きい投票区の区割りを見直し、周辺投票区と有権者数及び投票区面積の均衡を図る（令和9年4月執行の多摩市議会議員補欠選挙から適用予定）。
- 5 タブレット端末による選挙人名簿閲覧の運用を開始する（上半期中）。また、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を開始する（令和9年4月執行の多摩市議会議員補欠選挙から適用予定）。

令和7年度

局の目標

選挙が公正に行われ、より多くの有権者が投票に参加できるよう、各種法令に基づき適正に選挙事務を遂行すること及び各種選挙の啓発、主権者教育、投票支援等により、有権者の投票行動を促進することを局の目標とする。

局の取組方針

- ①公正かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を遂行する
- ②投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む
- ③将来に亘り継続的に適正な選挙事務を遂行できる体制を構築する

具体的な取組

- 1 投開票日が令和7年6月22日の東京都議会議員選挙及び同年7月20日（予定）の参議院議員選挙の事務を適正に遂行する。両選挙の間隔が短いことから、共通する業務を省力化・効率化するため、実施方法を工夫する。
- 2 令和8年4月20日任期満了に伴う多摩市長選挙及び同日に投開票を行う多摩市議会議員補欠選挙の準備事務に早期に着手し、選挙執行に備える。
- 3 選挙制度の周知や有権者への投票行動の喚起など、通常時・選挙時における啓発活動について、現行取組の継続・拡大に加え、より効果的及び新たな手法を検討、実行する。
- 4 人口の偏りが大きい投票区の区割りを見直し、周辺投票区と有権者数及び投票区面積の均衡を図る。
- 5 選挙管理システムの標準化・共通化の対応に合わせ、閲覧用の選挙人名簿を電子化する。また、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を開始する。

(成果)

両選挙ともに執行計画等に基づき事務を適正に遂行し、東京都選挙管理委員会が指定する日時までに開票結果を報告した。また、契約締結や事務説明会等の両選挙に共通する事務をまとめて実施する等、事務量を削減した。

衆議院議員選挙の執行に多大な事務負担が生じたが、併任や委嘱により執行体制を確保し、同選挙を適正に執行するとともに、市長選挙及び市議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会や契約締結手続等の準備事務を滞りなく遂行した。

衆議院議員選挙執行の影響により、現行取組の一部が未実施となったが、費用対効果が低い啓発手法の廃止、選挙広報紙の紙面及び内容の工夫、選挙広報車の印象を高める取組など、慣例的な取組にとどまることなく手法を検討・執行した。

投票区の区割り見直し案を作成し、有権者数変動シミュレーションを行ったが、システムの標準化・共通化及び衆議院議員選挙執行の影響により、令和8年度の見直し適用が困難となったため、適用時期を令和9年度に変更した。

従来の紙媒体による選挙人名簿閲覧をタブレット端末で閲覧できる環境を整備した。また、不在者投票用紙等のオンライン請求の環境整備及び申請手続を試行した。衆議院議員選挙執行の影響により、導入時期を令和8年度に変更した。